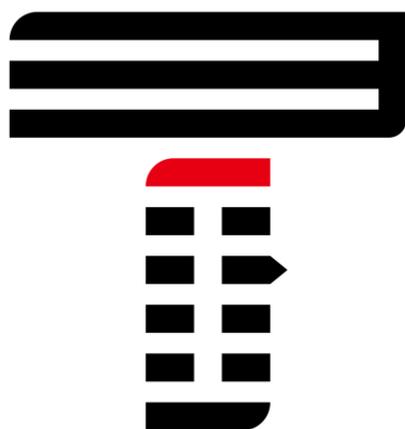


# つるがしま 男女共同参画推進プラン (第6次)

令和4年度～令和8年度  
(2022年度～2026年度)



TSURUGASHIMA

鶴ヶ島市



# はじめに

人生100年時代が到来し、本格的な人口減少社会を迎えるとともに、技術革新による経済構造の変化、気候変動による大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、人々の生活や生き方にまでかかわるような大きな変化が起っています。



このような状況の中、鶴ヶ島にかかわるすべての人が、お互いを尊重しながら、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

鶴ヶ島市では、平成22年（2010年）に制定した「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づき、平成29年（2017年）に「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」を策定し、男女共同参画に関する様々な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

その成果は、男性の育児への参加など、様々な分野で着実に進んでおり、市民の皆様意識の変化が生まれてきています。しかし、その一方で、性別による固定的な役割分担意識やそれに起因する社会通念、慣行などが根強く残っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、女性に対して大きな影響が出ている背景には、平時においてジェンダー平等、男女共同参画が進んでいなかったことが原因と考えられています。

こうした社会状況の変化や本市の現状を踏まえ、これまでの取組を継承し、新たな課題に対応するための「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」を策定しました。

計画の推進にあたりましては、皆様のより一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、策定に際しまして、市民の皆様をはじめ、男女共同参画推進委員会委員、市議会議員など、多くの方々から貴重なご意見、ご提案、お力添えをいただきましたことに対して、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2

## 第2章 計画策定の背景

1 これまでの経緯	6
(1) 背景	6
(2) 国際的な動き	9
(3) 国内の動き	10
(4) 埼玉県の動き	11
(5) 市の動き	11
2 男女共同参画に関する本市の現状	12
(1) 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査の結果（抜粋）	12
(2) つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）の評価	16

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿	26
2 基本理念	27
3 基本目標	28
4 推進指標	32
5 計画の体系	34
6 計画の推進体制	36
(1) 連携による推進	36
(2) 責務	37
(3) 庁内の推進体制	38

## 第4章 計画の内容

---

基本目標Ⅰ	男女共同参画の意識づくり	40
基本目標Ⅱ	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	43
基本目標Ⅲ	すこやかで安心できる安全な暮らしの実現	52
基本目標Ⅳ	男女共同参画を推進する体制の充実	63

## 資料

---

1	策定の経過	70
2	市民参加の状況	71
3	第5期 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員	72
4	第6期 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員	73
5	諮問と答申	74
6	関係法令	
	(1) 男女共同参画社会基本法	76
	(2) 埼玉県男女共同参画推進条例	80
	(3) 鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	82
	(4) 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会規則	84
	(5) 鶴ヶ島市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	85
7	関連年表	86
8	用語解説	91
9	索引 キーワードでさがす「取組項目」	95
10	索引 担当課でさがす「取組項目」	98
11	男女共同参画の視点チェックリスト	102

- ・文中の語尾に※を付した語句については、「用語解説」をご参照ください。
- ・掲載したグラフは、小数点以下第二位を四捨五入し、第一位まで表示しているため、数値(%)を合計しても100%にならないことがあります。



# 第1章

## 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

「つるがしま男女共同参画推進プラン」は、これからの市の男女共同参画に関する施策を総合的に実施するための行動計画です。

市では、平成8年度（1996年度）に初めてプランを策定して以来、5年ごとに新しいプランを策定し、計画的に施策を進めてきました。

この間、平成22年には、男女が共に、平等に、生き生きと暮らせる男女共同参画社会を築くために「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」を制定しました。

令和3年度（2021年度）をもって「第5次プラン」の計画期間が終了します。

そこで、これまでの取組について評価を行い、必要なものは継承するとともに、新たな課題に対応しながら男女共同参画を着実に推進していくため、「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の期間

期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

## 3 計画の位置付け

### （1）法律等

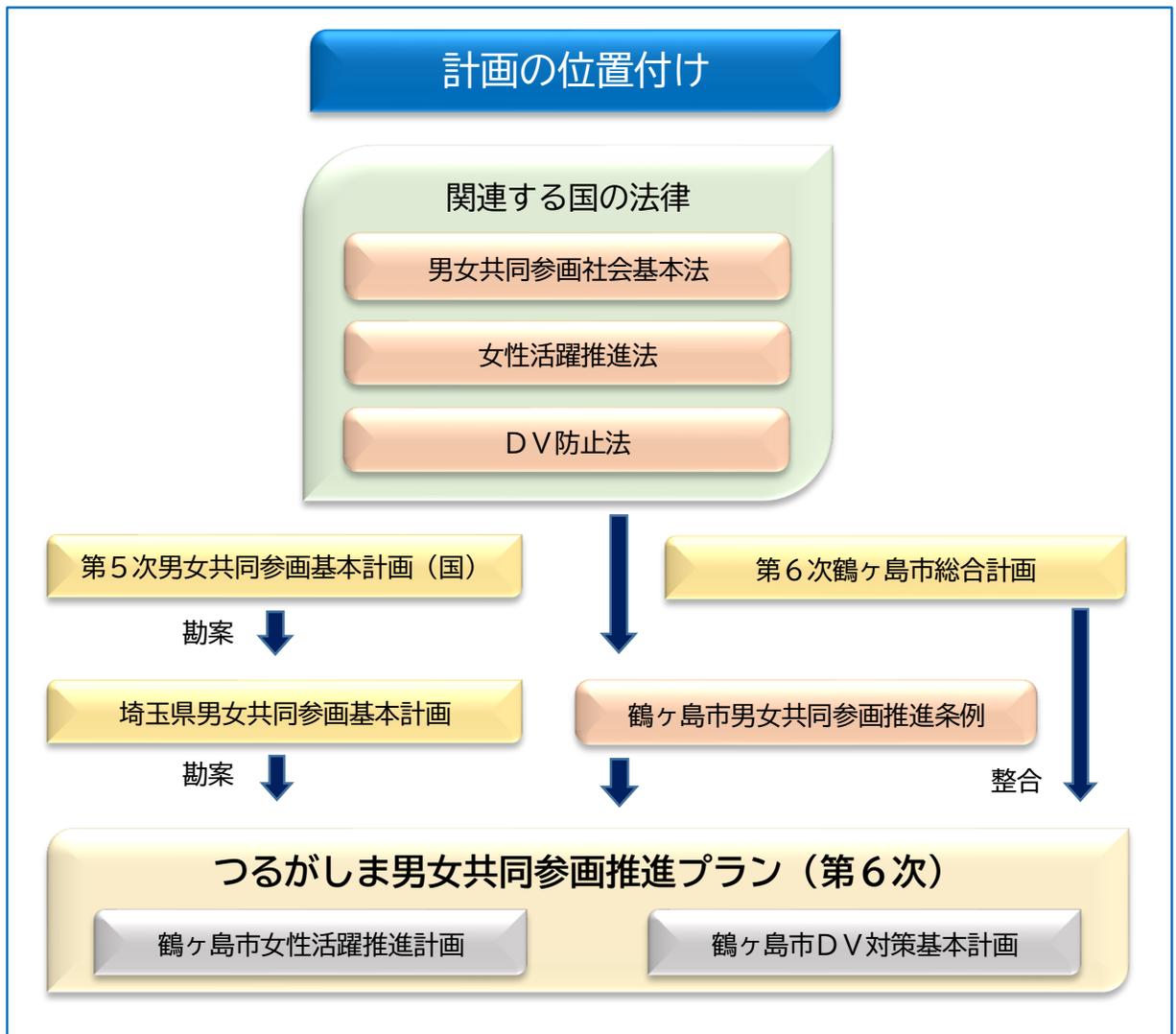
- ① 「男女共同参画社会基本法※」第14条第3項および「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第10条の規定に基づき、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。
- ② 「女性活躍推進法※」第6条第2項に基づく市町村基本計画となる「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」として位置付けます。
- ③ 「DV防止法※」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画となる「鶴ヶ島市DV対策基本計画」として位置付けます。

## (2) 関連計画等

- ① 「第6次鶴ヶ島市総合計画」をはじめ、関連する市の諸計画の内容を踏まえ策定しました。
- ② 国の「第5次男女共同参画基本計画」および埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定しました。

## (3) その他

「鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会」の意見を尊重するとともに、「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」の達成状況や課題を整理し、さらに令和2年度（2020年度）に実施した「鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や市民コメントの意見を踏まえて策定しています。





## 第2章

# 計画策定の背景

# 1 これまでの経緯

## (1) 背景

男女平等の実現を目指す取組は、国際社会の抱える重要な課題のひとつとして、国際連合を中心に世界的に推進されてきました。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17の目標のうちのひとつとして、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※を図る」という目標が掲げられ、各国で取組が加速しています。

我が国では、「男女共同参画社会基本法」に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けています。

市では、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、平成9年（1997年）に男女共同参画に関する施策を総合的に実施するための行動計画として「つるがしま男女共同参画プラン」を策定しました。以降、5年毎に計画の見直しを行い、その時々々の社会情勢を踏まえ、男女共同参画の施策を推進しています。

計画の推進により、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつありますが、依然として、さまざまな課題があります。

まず、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で、性別による固定的な役割分担意識※や、それに起因する社会通念、慣行などが根強く残っています。

例えば、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においても、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性に対して経済面から生活面までさまざまな形で深刻な影響をもたらしました。

「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、広くSDGsを浸透させる必要があり、そのためには、地域における一人ひとりの積極的な取組が不可欠とされています。「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」は、「SDGsアクションプラン」の重点事項にも掲げられています。

こうした状況を踏まえ、新たな課題や社会情勢の変化に対応するとともに、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」を策定しました。

## 関連データ

### 【ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender Gap Index）】

ジェンダー・ギャップとは、男女に求められる性役割の違いにより生じる格差のことをいいます。スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が、男女間の格差を、経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野の4つの領域のデータをもとに算定し、毎年公表しています。

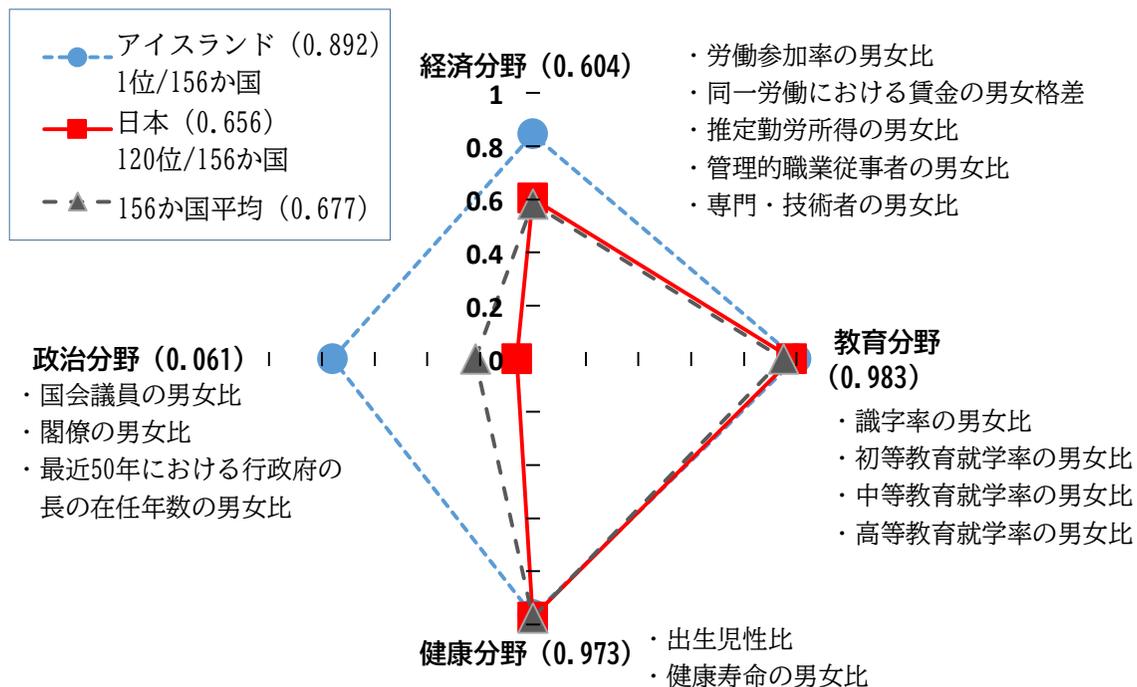
指数は、「0」が男女の完全不平等、「1」が完全平等を示します。

令和3年（2021年）に公表された順位では、日本は、156か国中120位で、特に政治分野と経済分野の値が低くなっています。

### 【分野ごとの順位（日本）】

分野	順位	指数
経済分野	115位	0.604
教育分野	91位	0.983
健康分野	40位	0.973
政治分野	144位	0.061

### 【各分野におけるジェンダー・ギャップ指数】



資料：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

## 持続可能な開発目標（SDGs）

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す世界共通の目標で、2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。

本計画においても、男女共同参画の視点を施策に反映し、取組を着実に推進することで、SDGsの達成に貢献します。

## (2) 国際的な動き

1975年	「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)(メキシコ・シティ) 「世界行動計画」採択 性に基づく差別の禁止 国際連合(国連)では、この年を「国際婦人年」と定める
1976年	「国連婦人の10年」(~1985年)
1979年	「女子差別撤廃条約※」採択(国連総会)
1980年	「コペンハーゲン会議」(第2回世界女性会議) 世界行動計画の前半期の実施状況の評価等
1985年	「国連婦人の10年ナイロビ会議」(第3回世界女性会議) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択
1990年	「ナイロビ将来戦略勧告」 女性の地位向上のための戦略の実施ペースを速めることを各国等に勧告
1993年	「世界人権会議」(ウィーン) 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)
1995年	「北京会議」(第4回世界女性会議) 21世紀に向けて女性の地位向上のための指針「北京宣言」「行動綱領」を採択
2000年	国連特別総会「女性2000年会議」 北京宣言及び行動綱領の目的と目標の達成への決意を表明する「政治宣言」及び 「成果文書」を採択
2010年	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催(ニューヨーク) 女性と女児の地位向上およびエンパワーメントのための新たな課題や戦略
2011年	UN Women(国連女性機関)正式発足
2012年	第56回国連婦人の地位委員会 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントなどについて決議
2014年	第58回国連婦人の地位委員会 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントなどについて決議
2015年	国連サミット(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択
	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催(ニューヨーク) 「北京宣言と行動綱領」および第23回国連特別総会成果文書の実施状況・評価
2016年	G7伊勢・志摩サミット 「女性の能力開発のためのG7行動指針」および「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意
2019年	W20 JAPAN2019(第5回国際女性会議)(東京) 女性の経済的エンパワーメントの促進

### (3) 国内の動き

1975年	「婦人問題企画推進本部」発足 総理府婦人問題担当室設置
1977年	「国内行動計画」策定
	「国立婦人教育会館」開館（嵐山町）
1985年	「男女雇用機会均等法※」成立
	「女子差別撤廃条約」批准
1995年	「育児・介護休業法」成立
1997年	「男女雇用機会均等法」改正 セクハラへの事業主配慮義務
1999年	「男女共同参画社会基本法」成立
2000年	「男女共同参画基本計画」策定
2001年	「DV防止法」成立
2003年	「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」成立
2005年	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2010年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2015年	「女性活躍推進法」成立
	「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016年	「SDGs実施指針」SDGs推進本部決定
2018年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律※」成立
2020年	「第5次男女共同参画基本計画」策定

#### (4) 埼玉県の動き

1980年	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
1986年	「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
1990年	「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定
1995年	「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定
2000年	「埼玉県男女共同参画推進条例」制定
2002年	「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定
	「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」開設
2006年	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2009年	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定
2012年	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定
2017年	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定

#### (5) 市の動き

1988年	「鶴ヶ島町働く婦人の家条例」制定
	「働く婦人の家（ハーモニー）」開館
1989年	「女性のための相談室」設置
1997年	「つるがしま男女共同参画プラン」策定
1998年	「鶴ヶ島市働く婦人の家条例」を「鶴ヶ島市女性センター条例」に改正 「働く婦人の家」を「女性センター」に改称
2002年	「つるがしま男女共同参画プラン（第2次）」策定
2007年	「つるがしま男女共同参画プラン（第3次）」策定
2010年	「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」制定
2011年	「鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会」設置
2012年	「つるがしま男女共同参画推進プラン（第4次）」策定
2017年	「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」策定
2018年	「鶴ヶ島市配偶者暴力相談支援センター」設置
	「鶴ヶ島市DV対策庁内連絡会議」設置
2022年	「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」策定

## 2 男女共同参画に関する本市の現状

### (1) 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査の結果（抜粋）

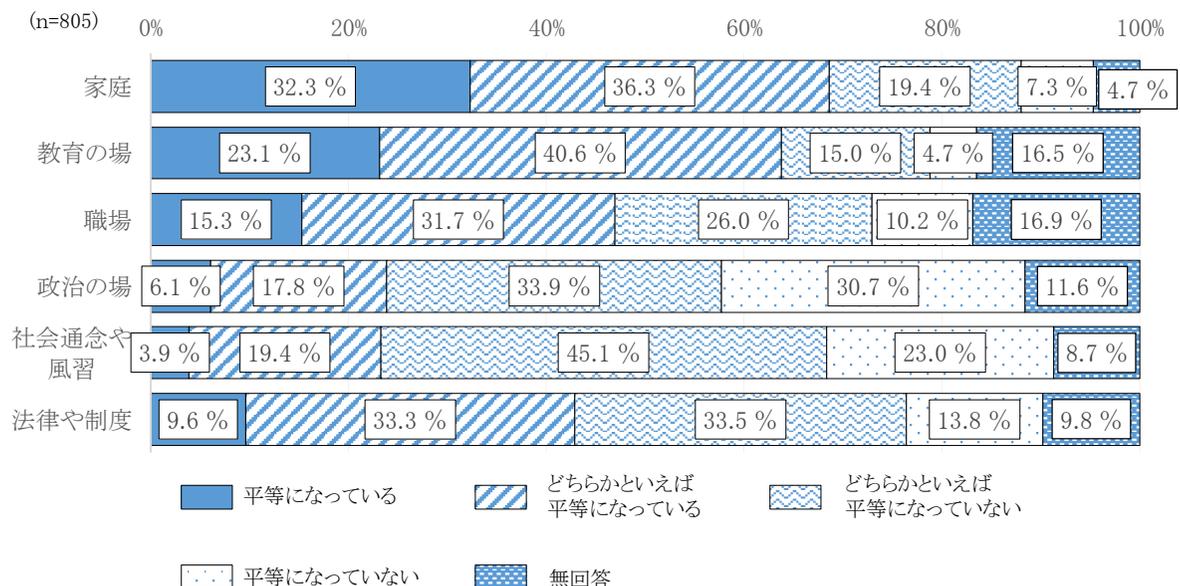
この意識調査は、本計画の策定や今後の取組のための重要な基礎資料として、市民の皆様の貴重な意見をいただくことを目的に実施しました。

調査期間	令和2年12月7日から令和2年12月25日まで
調査対象	市内在住の18歳以上の男女 2,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	自記式調査票による郵送配布・郵送回収
回答状況	有効回答数 805票 有効回答率 40.3%
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 回答者のプロフィール</li> <li>2. 男女平等の意識について</li> <li>3. 家庭生活について</li> <li>4. 社会参加について</li> <li>5. 就労について</li> <li>6. 人権について</li> <li>7. 鶴ヶ島市女性センター（ハーモニー）について</li> <li>8. 市政への要望について</li> </ol>

#### ① 男女平等の意識について

男女の地位の平等感について、最も平等に感じているのは「家庭」で、最も平等に感じていないのは「社会通念や風習」となっています。

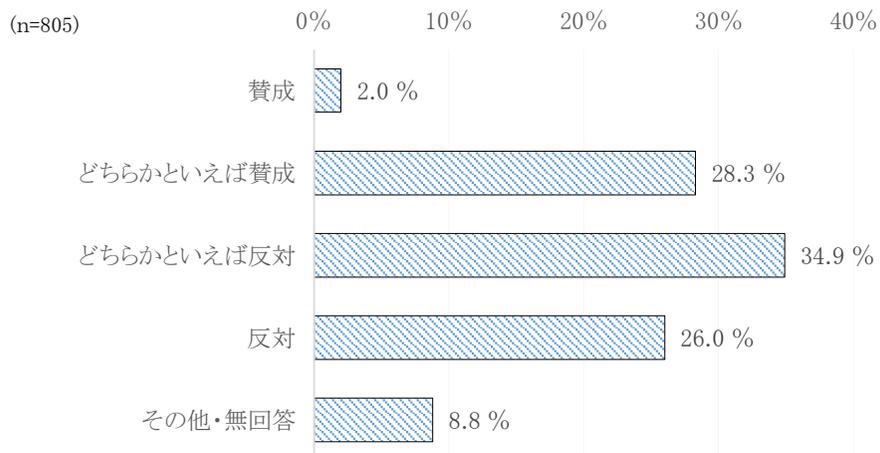
《質問》 毎日の生活の中で、男女の地位が平等になっていると思いますか。



## ② 家庭生活について

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は合わせて30.3%で、反対する人の割合は合わせて60.9%でした。

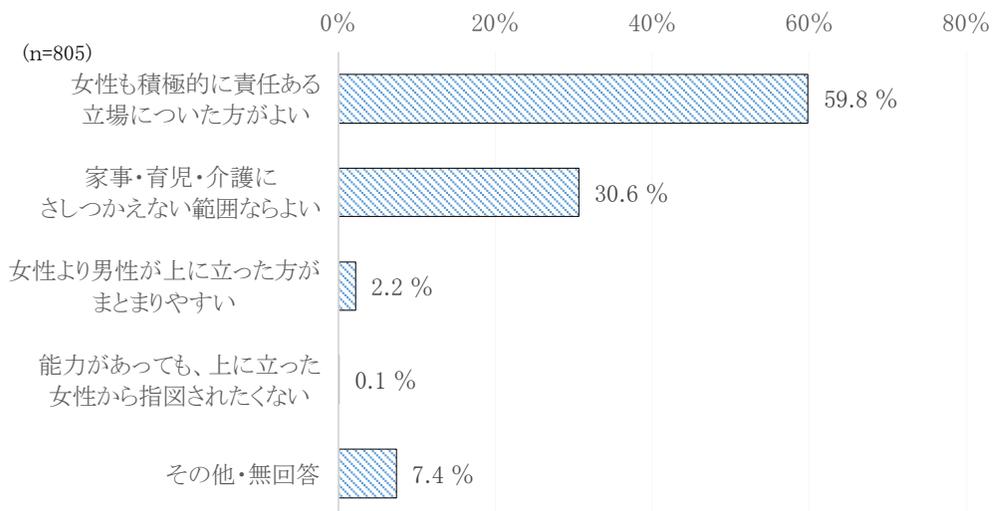
《質問》「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



## ③ 社会参加について

女性が社会的な活動に参加し、責任ある立場につくことに賛成する人の割合は59.8%で、「家事・育児・介護にさしつかえない範囲ならよい」と回答した人の割合は30.6%でした。

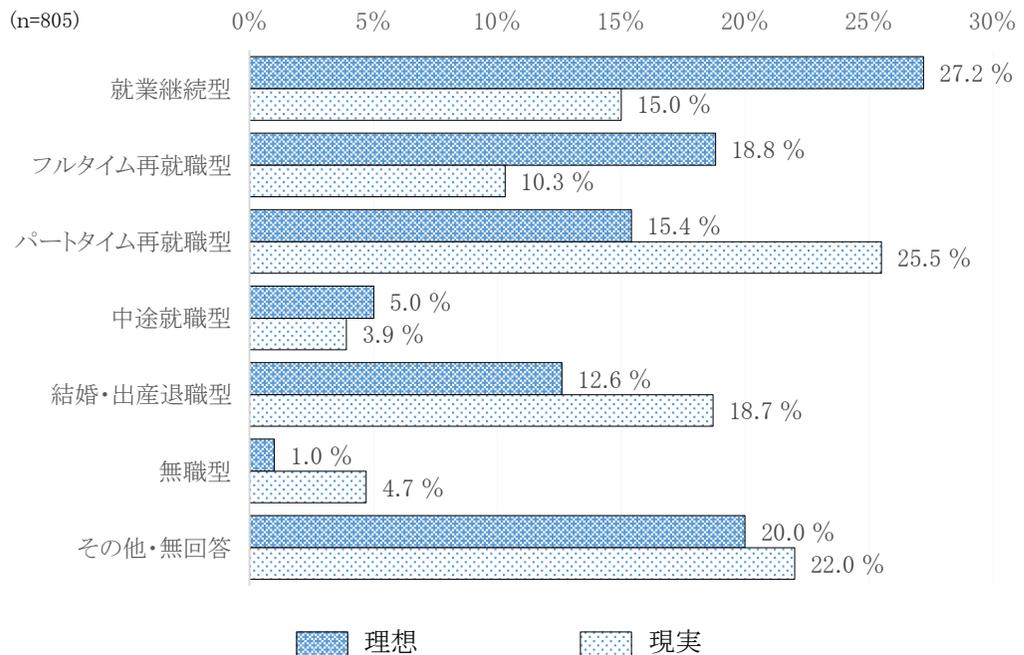
《質問》女性が社会的な活動に参加し、責任ある立場につくことについてどう思いますか。



#### ④ 就労について

女性が結婚・出産後も就労を継続することについて、理想と現実には差が見られました。

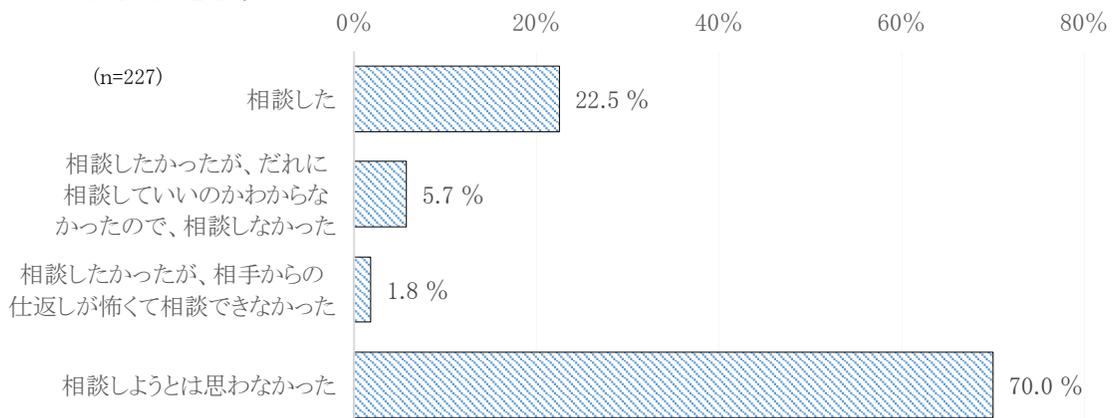
《質問》女性の働き方について、あなたの「理想」はどうあるべきだと思いますか。また、「現実」はどうか。



#### ⑤ 人権について

DV※を受けた経験がある人のうち、相談をした人の割合は22.5%で、誰にも相談できずに一人で悩んでいる人が多く見られました。

《質問》配偶者・パートナーからの行為について、だれかに打ち明けたり、相談しましたか。

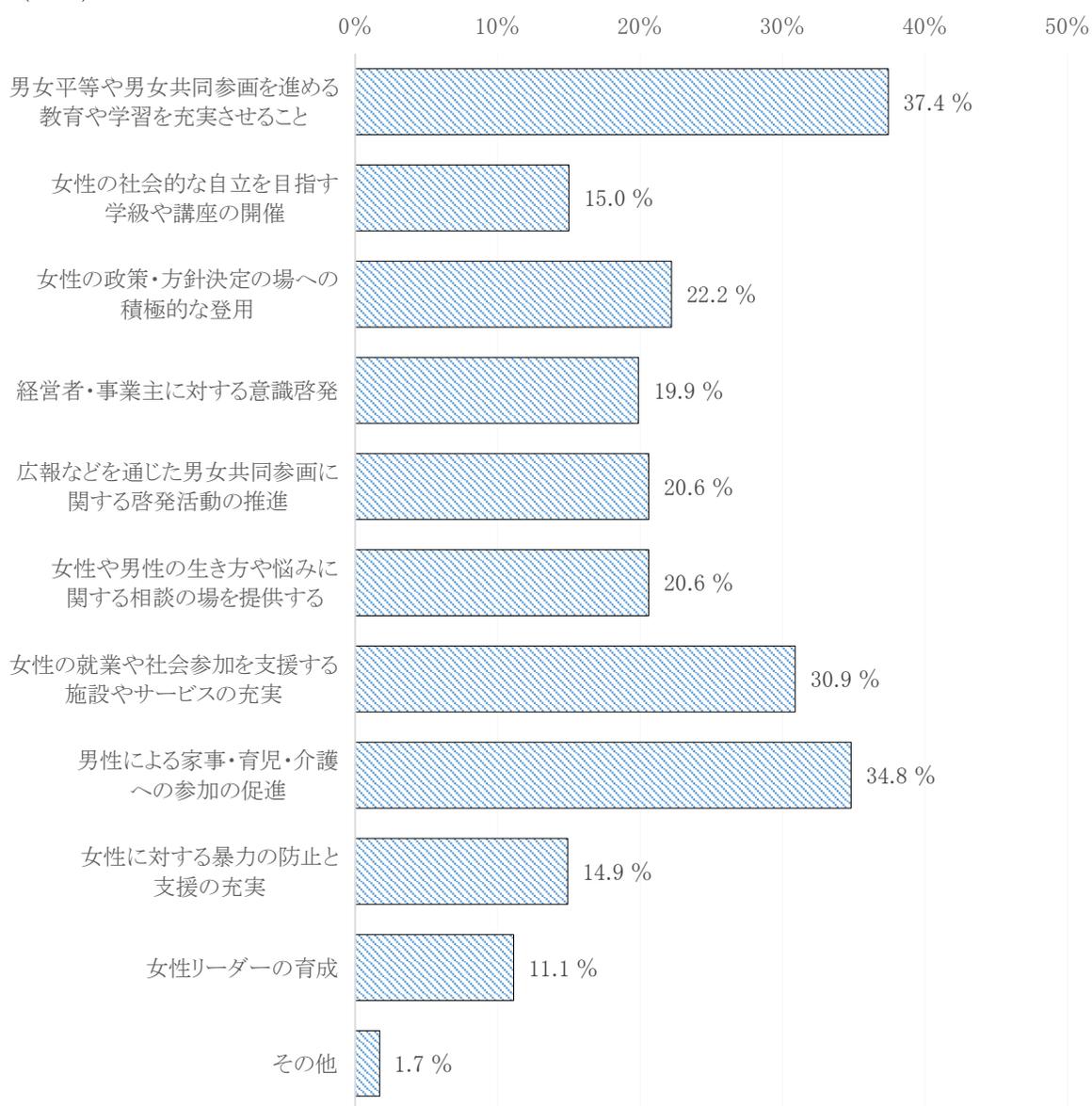


## ⑥ 市政への要望について

男女共同参画社会を実現するために必要な市の取組として、「男女平等や男女共同参画を進める教育や学習を充実させること」、「男性による家事・育児・介護への参加の促進」、「女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実」が多く挙げられました。

《質問》男女共同参画社会実現のために、市が重点的に取り組む必要があると思われる施策はどれですか。（複数回答可）

(n=805)



## (2) つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）の評価

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

#### 【第5次プランにおける実績および成果】

- ① 各課において、人権意識啓発のための講演会、障害者差別解消法普及・啓発のための講演会など、男女共同参画の視点を取り入れた事業を行いました。また、講座・事業の企画にあたって男女共同参画の視点を取り入れることや、市広報紙に掲載するイラストや表現を男女共同参画の視点でチェックすることが徹底されてきました。
- ② 性的少数者※への配慮のため、法令等の規定があるものを除き、市が取り扱う各種申請書・証明書等の不必要な性別欄を廃止しました。
- ③ 小・中学校において、男女平等教育および情報モラルの醸成を進めました。また、すべての中学校3年生を対象に、市と各学校が共同開催で「デートDV※予防講座」を行い、若年層へのDV予防啓発を行いました。15年以上前から使用している男女混合名簿については、すべての小・中学校で使用を継続しています。

#### 【第5次プランにおける課題】

- ① 日頃、市役所や公共施設を利用しない人や、市の行事などに参加しない人に男女共同参画に関する情報を届けるためには、市広報紙やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用して効果的に発信していくことが必要です。
- ② 男女共同参画への理解が進んでいるか、また、市民の意識に変化があったかなど、検証が困難な事項についても、できる限り把握し、今後の施策に活かしていく必要があります。
- ③ 地域における方針決定の場のひとつである自治会において、自治会長に占める女性の割合が増えていません。地域活動の核になる女性が、自然とリーダーシップを取れるような意識の醸成が必要です。

【第5次プランにおける推進指標の達成状況】

① ハーモニーふれあいウィーク※の来場者数（意識の普及を表す指標）

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
727人	735人	820人	829人	中止	展示に変更	1,000人	改善

◆ 令和2年度および3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

② 人権に関する講演会の開催回数（人権意識の啓発を表す指標）

前年度の開催回数の合算

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
11回	13回	12回	11回	7回	9回	13回	低下

③ 自治会長に占める女性の割合（方針決定の場への女性の参画を表す指標）

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
10.7%	10.8%	7.2%	7.3%	5.0%	7.5%	20.0%	低下

### 【第5次プランにおける実績および成果】

- ① 仕事で活躍する女性を増やすことを目的に、地域企業の経営者、管理職、人事担当者を対象とした女性活躍推進セミナーを継続して開催しました。鶴ヶ島市商工会、富士見工業団地工業会、埼玉西部経済同友会に広報協力を依頼し、地域ぐるみで女性を応援する機運を高めています。
- ② 女性の再就職を支援する取組として、ハローワーク川越と共同開催で、仕事と家庭の両立に理解のある地域の企業が出展する就職面接会を、継続して開催しました。また、関連事業として、再就職への不安を軽減するセミナーを開催しました。
- ③ 女性の起業を支援する取組として、起業への不安を軽減し、ネットワークづくりを促進するイベントを、継続して開催しました。先輩女性起業家の講演や情報交換、鶴ヶ島市商工会と地域の金融機関による起業相談会を同時開催しました。
- ④ 保育環境の整備、子育て家庭および介護が必要な家庭へのサービスを充実し、家族のケアを抱える人が就労を継続しやすくなるよう支援を行いました。また、「子育て世代包括支援センター※」や、「児童・家庭総合相談窓口」を開設したほか、家庭訪問を重視した育児支援事業などを行いました。

### 【第5次プランにおける課題】

- ① 地域の企業において、女性活躍やワーク・ライフ・バランス※に向けた取組や職場風土の改善が進むよう、より積極的な働きかけを行う必要があります。
- ② 起業を目指す女性のイベントに参加した人の状況については、アンケート調査などを通して把握し、今後の取組に活かす必要があります。
- ③ 市の女性農業者の活躍を支援するとともに、次世代の女性農業者育成を図っていく必要があります。
- ④ 市の男性職員の育児休業については取得が進まず、また、完全退庁日が徹底されませんでした。今後も業務改善を進め、完全退庁日を徹底し、超過勤務の縮減を図るとともに、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

## 【第5次プランにおける推進指標の達成状況】

### ① 保育所（園）の待機児童数

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	達成

### ② 市の男性職員のうち育児休業制度利用対象職員における取得者の割合

前年度の取得者の割合

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
0%	0%	3.6%	0%	0%	0%	10.0%	未達成

◆ ①、②は、男女が働きながら、ともに子育てできる体制の整備状況を表す指標です。

## 基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現

### 【第5次プランにおける実績および成果】

- ① 配偶者暴力相談支援センターの設置に合わせて、DV対策庁内連絡会議を設置するとともに、「女性相談・DV相談」を開設し、従前のカウンセリングよりも実施回数を拡充しました。各課の相談業務においては、相談しやすい環境づくりへの配慮と、個人情報の管理を徹底しました。また、支援を必要とする人に対しては、関係機関による連絡会議などで調整のうえ、対応しました。
- ② 赤ちゃん訪問などにより、虐待リスクのある家庭を把握した場合は、関係課が連携して虐待およびDVの未然防止に努めました。また、思いがけない妊娠により戸惑いや悩みを抱えている人のための相談窓口「にんしんSOS鶴ヶ島」を開設しました。
- ③ 防災対策においては、女性や社会的弱者について配慮すると同時に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を複数回実施し、運営上の課題を抽出しました。

### 【第5次プランにおける課題】

- ① DVなどの相談内容によっては、複数の課にまたがるケースや時間をかけても根本的な解決に至らないケース、職員が対応に苦慮する場合があります。限られた人員が関係機関と連携し、疲弊しないよう配慮しながら、より効果的な支援を行うことが求められています。
- ② 障害のある人が被害を受けた場合、被害者の保護・生活再建と、加害者対策とを、同一の障害者虐待防止センターが担い、双方の調停機能を発揮することが必要です。
- ③ 防災対策においては、女性に配慮した避難所運営について見直す必要があります。また、社会的マイノリティの特性や課題を踏まえ、要支援者の個別計画の策定についても検討することが必要です。

【第5次プランにおける推進指標の達成状況】

① 配偶者暴力相談支援センターの設置

(DV被害者支援に向けた総合的な取組状況を表す指標)

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
未設置	未設置	設置	設置	設置	設置	設置	達成

- ◆ 配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、情報提供その他の援助等を行う機関です。

② 地域支え合い協議会の設置数 (地域課題解決に向けた取組状況を表す指標)

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
4	6	7	7	8	8	8	達成

- ◆ 地域支え合い協議会は、地域が抱える課題を地域で解決する共助社会を作ることを目的に、小学校区単位程度の地域において、自治会をはじめ、地域団体、NPO法人などの市民活動団体や企業などさまざまな主体とその関係者が連携・協力する組織です。

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実

### 【第5次プランにおける実績および成果】

- ① 市の審議会などの委員に占める女性の割合は目標値には届きませんでしたでしたが、徐々に向上しています。女性の登用を進めるよう各課に周知し、職員の意識の醸成に努めました。
- ② 市職員の管理職に占める女性の割合は目標を達成しましたが、課長級以上の職員は、まだまだ女性が少ない状況です。女性職員が管理職を視野に入れたキャリアを形成するよう、主任昇格昇任事前研修においてキャリアデザイン研修を実施しました。また、昇格への不安を軽減するため、メンター制度について、職員に周知しました。
- ③ 政策の企画立案・実施の各プロセスに男女共同参画の視点を反映させるため、総合計画策定に向けた市民意識調査において、男女共同参画の視点を含む多様な意見を取り入れるようにしました。
- ④ 国と連携した事業においては、企業における女性の活躍やハラスメント対策など、法改正の趣旨や最近の動向などの情報をセミナーに役立てました。また、市が協定を締結している企業と連携し、起業を目指す女性を支援するイベントを行いました。

### 【第5次プランにおける課題】

- ① 市職員の女性管理職の登用については、研修とフォローを重ねながら進める必要があります。また、キャリアアップできる機会を増やし、積極的に利用できる仕組み作りを検討する必要があります。
- ② 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」および「つるがしま男女共同参画推進プラン」の認知度は、まだまだ低い状況です。市民や地域の企業との連携を通じて、男女共同参画について理解を広げる必要があります。

## 【第5次プランにおける推進指標の達成状況】

### ① 市の審議会などの委員に占める女性の割合

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
27.4%	28.7%	29.6%	27.9%	33.4%	35.6%	40.0%	改善

### ② 市職員の課長級以上に占める女性の割合

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
10.9%	8.3%	8.5%	13.0%	13.3%	13.3%	15.0%	改善

### ③ 市職員の主幹級以上に占める女性の割合

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
16.1%	16.1%	14.9%	16.1%	17.0%	22.0%	20.0%	達成

### ④ 市職員の主査級以上に占める女性の割合

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
24.4%	25.5%	26.5%	28.0%	28.6%	29.8%	30.0%	改善

◆ ①～④は、市政における女性の参画状況を表す指標です。



## 第3章

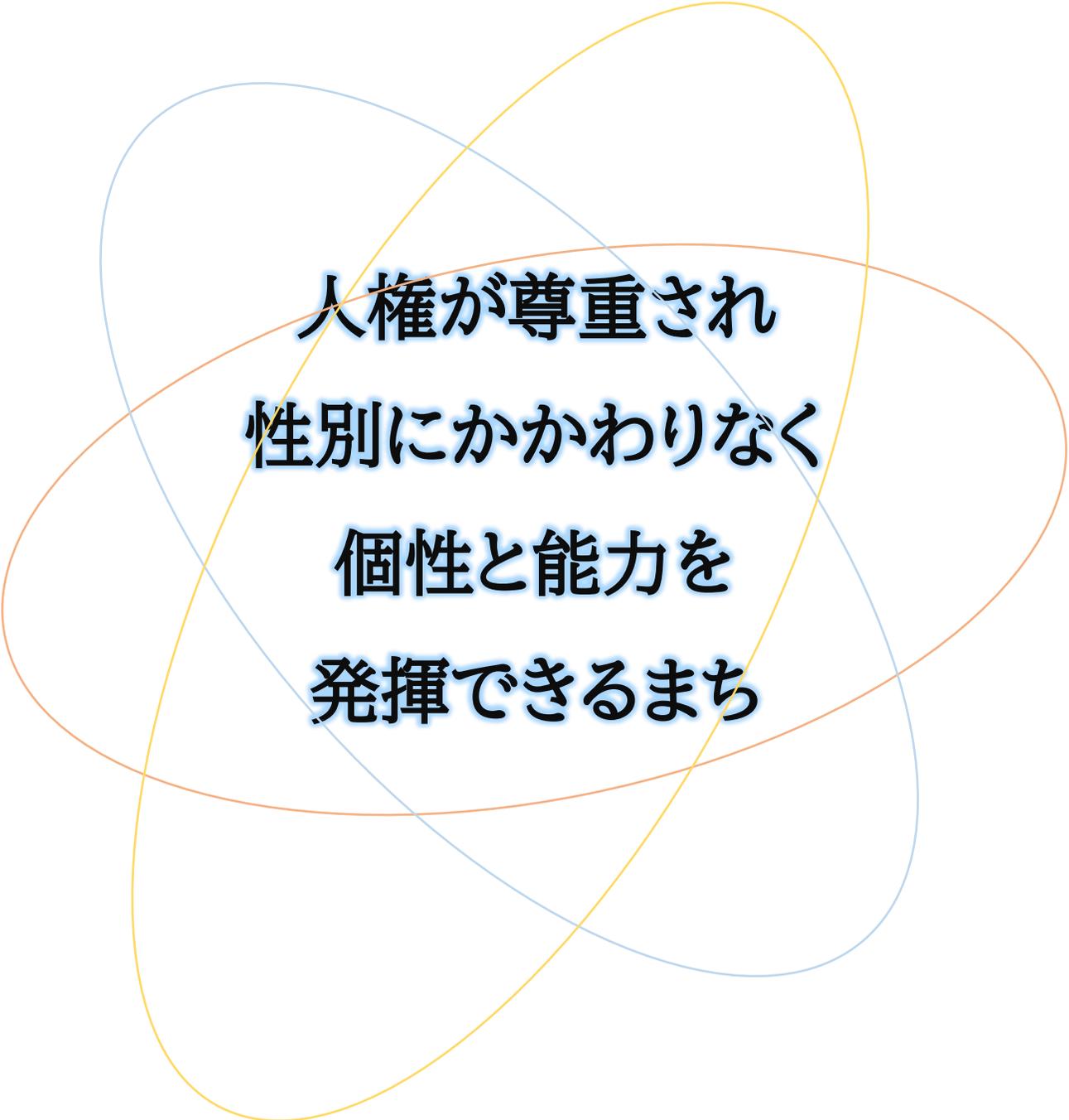
# 計画の基本的な考え方

## 1 目指す姿

男女共同参画社会の形成には、男女とも個人としての尊厳が重んじられ、個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

しかしながら、現状はなお多くの課題が残されているため、市は本計画に基づき、それら課題の解決に取り組みます。

本計画では、目指す市の姿を以下のように定めます。



**人権が尊重され  
性別にかかわらず  
個性と能力を  
発揮できるまち**

## 2 基本理念

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる6つの基本理念を、本計画の基本理念とします。

- 1 すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を発揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること
- 2 ジェンダー※に基づいた社会の制度又は慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること
- 4 すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること
- 5 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること
- 6 すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと

### 3 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、次の4つの基本目標を設定し、その目標の達成に向けて施策を推進します。

#### 【基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり】

誰もが、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加し、個性と能力を発揮できることは、幸福な暮らしの根幹となります。市民一人ひとりに男女共同参画を自分のこととして認識していただくために、引き続き、人権の尊重と男女共同参画の意識づくりに取り組みます。

性別による固定的な役割分担意識は、女性だけでなく男性にとっての生きづらさにもつながります。その解消のために、地域・家庭・企業に向けて、制度や慣行の見直しを促す取組を行ってきました。解消が進みにくい要因の一つとして、長年にわたり人々の中に刷り込まれたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることが挙げられます。解消に向け、性別や年齢、ライフステージにかかわらず、自らの意思による生き方が選択できるよう、今後もさらなる学びの機会を提供します。

また、児童・生徒が男女共同参画について正しく理解するうえで、学校教育の果たす役割は大きいため、発達の段階に応じた男女平等教育の充実を図ります。

多様性を尊重し合う社会に向けては、性自認・性的指向※などの性のあり方に関する理解の促進と、それらに起因する不安や困難を抱えている人々の支援も社会全体で進める必要があります。市民の理解促進に向けた啓発事業をはじめ、さらなる支援策の検討と実施に取り組みます。

昨今は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及により、誰もが情報の発信者とも受容者ともなりうる時代となっています。氾濫する情報の中には、性的な暴力や人権侵害につながるおそれがあるものも含まれていることから、一人ひとりのメディア・リテラシー※の向上も課題となってきています。情報社会においては、SNSの活用が不可欠であることから、安全で効果的な活用方法についての啓発活動にも取り組みます。

このほか、あらゆる施策に多様な意見を反映させる観点から平成30年に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を踏まえ、市としてできる取組を進めます。

## 【基本目標Ⅱ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進】

性別にかかわらず、職場・家庭・地域などあらゆる場面で活躍できる環境を実現するため、長時間労働の見直しをはじめ、やりがいと人間らしい生活を前提とした多様な働き方の普及など、男女が共に仕事と家庭生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを推進する取組を強化します。

ワーク・ライフ・バランスは広く社会構造に関係する課題であり、仕事と家庭生活の両立を女性だけに求めるものではありません。女性が職業生活において個性と能力を発揮しつつ希望するバランスで働くことを、社会全体で支えていくことが必要です。男女ともに、育児や介護などのライフイベントに対応した柔軟な働き方を無理なく選択できるようになることが求められます。

また、ライフスタイルの多様化に伴い、男女ともに、ひとり親・未婚・単身世帯などの生き方を選択するなど、世帯構造が変化しています。こうした状況の中、男性が家庭において家事・育児・介護などに主体的に関わっていくことは、これまで以上に重要視されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、雇用環境が悪化し、非正規雇用者の女性の失業が増加しました。現在、社会全体で女性の活躍を推進していますが、支援の範囲をさらに広げ、正規雇用者のみならず非正規雇用者の待遇の改善が求められています。また、職場環境の改善として、ハラスメント防止対策なども必要とされています。

結婚や出産を機に離職した女性に対しては、保育環境の整備、再就職支援、スキルや強みを活かした起業支援など、関係機関や地域企業と連携した取組を進めます。また、就業を継続しながら家族の介護を行っている人が増加しており、こうした人を地域で支える体制の整備を進めるとともに、地域企業に対しても就業環境の整備を啓発します。

さらに、地域社会における住民同士のつながりの希薄化が進行している一方で、一人ひとりが抱える課題は多様化・複雑化しています。地域活動の担い手を増やすとともに、地域活動においても男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を広めます。

### 【基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現】

性別に起因する暴力を根絶する社会意識を醸成し、暴力防止に向けた取組と被害者の支援を強化します。また、生活上の困難に陥りやすい女性に対しては、実情に応じた支援の体制を整えます。そして、若年層に対しては、未然防止のため、心と身体の自立に向けた啓発活動を進めます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会におけるさまざまな不安が増大する中、市へのDV等の相談も増加傾向にあります。被害者の多くは女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識のほか、男女の社会的地位や経済力の格差など、社会的・構造的な問題が存在しています。

暴力の根絶と被害者の支援を進めるためには、個人や家庭内の問題として見過ごされることのないよう、男女平等の観点からの教育や啓発、被害の把握から保護・自立に至るまで、切れ目のない支援が必要です。被害者情報の保護を徹底し、地域における理解や支援を広める取組など、関係機関および民間支援団体と連携した幅広い施策を推進します。支援に際しては、被害者が子ども・高齢者・障害者・外国人などの場合を含め、個別の事情に配慮しながら関係機関との連携を図ります。

人口減少と少子高齢化が進み、社会環境が急速に変化する中、社会的に弱い立場にある人がさらに困難な状況に陥ったり悪循環に苦しむことのないような市政運営が求められています。ひとり親家庭、高齢者や障害のある人、生活に困窮する人など、すべての人が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

このほか、男女それぞれの性を尊重し、性差についての理解を深めることも必要です。特に女性は、ライフステージごとに心身の状態が大きく変化する特性があることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）の視点も含め、正しい知識と情報を得るための啓発活動と、生涯を通じた健康支援に取り組みます。

防犯・防災対策については、男女共同参画の視点を取り入れるために女性が参画することの重要性が認識されつつあります。地域防災活動や避難所運営など、過去の災害の教訓を活かすとともに、自然災害と新型コロナウイルス感染症の拡大が重なった場合などの複合的な被害を想定した災害対策を行います。

## 【基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実】

男女共同参画の視点がまちづくりにも活かされるように、全庁的な推進体制を強化し、職員間で男女共同参画の意識を共有します。また、市の政策や方針に男女双方の意見を反映させるため、審議会等委員の男女比が偏らないよう配慮するとともに、職員の管理職に占める女性の割合を増やします。

政策や方針決定の場に女性の参画が拡大することで、多様な視点・価値観を取り入れることが可能になります。このことは、市民の人権を擁護するだけでなく、社会の活力を高めることにもつながります。そのため、女性の参画が進んでいない分野においては、実効性のあるポジティブ・アクション※（積極的改善措置）を進めるとともに、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるよう啓発活動を行います。また、市民意識調査や市民コメントなどを実施し、市の政策に多様な意見を反映させます。

市の審議会などの委員に占める女性の割合は徐々に向上していますが、目標値には及ばず、女性委員がいない審議会などもあるため、引き続き、各課において女性の登用を進めていくことが必要です。市職員の管理職に占める女性の割合は目標を達成しましたが、課長級以上の職員には女性が少ない状況です。このため、女性職員が昇進意欲を持てるよう、研修や職務機会の提供などの働きかけを行います。また、男性職員の育児休業・介護休暇等の取得状況も改善が必要です。引き続き、市が、事業主として率先して女性の登用などに取り組み、こうした効果を全市的に波及させていくよう努めます。

男女共同参画推進の拠点施設である女性センターでは、国際情勢も踏まえつつ、国・県・近隣自治体、地域の大学および企業、その他の関係団体と連携し、地域における男女共同参画に関する課題解決に向けた事業を行います。そして、「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、市・市民・事業者・教育に携わる人すべてが男女共同参画に関する理解を深め、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の推進に協力していただけるよう、啓発活動と取組を進めます。

## 4 推進指標

指標	現状値	目標値	指標の説明	基礎資料	
	R3	R8			
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり					
1	社会全体において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	28.1%	35%	男女平等意識を表す指標 (取組項目1)	R2男女共同参画に関する市民意識調査
2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	60.9%	70%	男女平等意識を表す指標 (取組項目5)	
基本目標Ⅱ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進					
3	女性が社会的な活動に参加し、責任ある立場につくことに賛成する人の割合	59.8%	70%	女性の社会的地位の向上についての理解を表す指標 (取組項目8)	R2男女共同参画に関する市民意識調査
4	認可保育園の国基準の待機児童数	0人	0人	男性も女性も働きながら、ともに子育てできる体制の整備状況を表す指標 (取組項目19)	こども支援課
5	自治会長に占める女性の割合	7.5%	7.5%	地域における方針決定の場への女性の参画を表す指標 (取組項目27)	地域活動推進課

### ◆ 指標の時点について

- ・「現状値」欄は、原則として令和3年4月1日現在（令和2年度中）の実績値を記載しています。
- ・「目標値」欄は、原則として令和8年4月1日現在（令和7年度中）の目標値を記載しています。

指 標		現状値	目標値	指標の説明	基礎資料
		R3	R8		
基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現					
6	DVを受けた経験が「まったくない」と回答した人の割合	48.7%	55%	DVを根絶する社会意識を表す指標 (取組項目28)	R2男女共同参画に関する市民意識調査
7	こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	97.6%	100%	子育て家庭の養育環境の把握状況を表す指標 (取組項目46)	保健センター
8	鶴ヶ島市防災会議の委員における女性の割合	19.4%	29%	防災・災害復興対策において女性の視点を取り入れる状況を表す指標 (取組項目49)	危機管理課
基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実					
9	市の審議会などの委員に占める女性の割合	35.6%	40%	市政における女性の参画状況を表す指標 (取組項目52)	政策推進課
10	市職員の管理職に占める女性の割合	22.0%	25%	市政における女性の参画状況を表す指標 (取組項目53)	人事課 (特定事業主行動計画)
11	市の男性職員のうち育児休業制度利用対象職員における取得者の割合	0%	10%	ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と子育てを両立できる職場環境を醸成している状況を表す指標 (取組項目54)	

## 5 計画の体系

目指す姿	基本理念	基本目標
<p>人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまち</p>	<p>(1) すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を発揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること</p> <p>(2) ジェンダーに基づいた社会の制度又は慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること</p> <p>(4) すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること</p> <p>(5) 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること</p> <p>(6) すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと</p>	<p>I 男女共同参画の意識づくり</p>
		<p>II 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p style="text-align: center;">鶴ヶ島市 女性活躍推進計画</p>
		<p>III すこやかで安心できる安全な暮らしの実現</p> <p style="text-align: center;">鶴ヶ島市 DV対策基本計画</p>
		<p>IV 男女共同参画を推進する体制の充実</p>

## 施 策

施策1 男女共同参画に関する理解の促進

施策2 性別による固定的な役割分担意識の解消

施策3 女性活躍推進法の普及啓発

施策4 女性が能力を発揮できる環境の整備

施策5 長時間労働の見直し

施策6 さまざまな働き方の普及と支援

施策7 子育て家庭への支援

施策8 介護が必要な家庭への支援

施策9 男性の家事・育児・介護への参画支援

施策10 地域活動への参画促進

施策11 DVに関する正しい理解の普及

施策12 相談機能の充実

施策13 被害者の安全確保と自立支援

施策14 関係機関との連携

施策15 困難を抱えた女性への支援

施策16 生涯を通じた女性の健康支援

施策17 男女共同参画の視点からの防犯・防災対策の充実

施策18 市役所における推進体制の強化

施策19 さまざまな機関との連携による推進体制の強化

施策20 女性センターを拠点とした推進体制の強化

## 6 計画の推進体制

### (1) 連携による推進

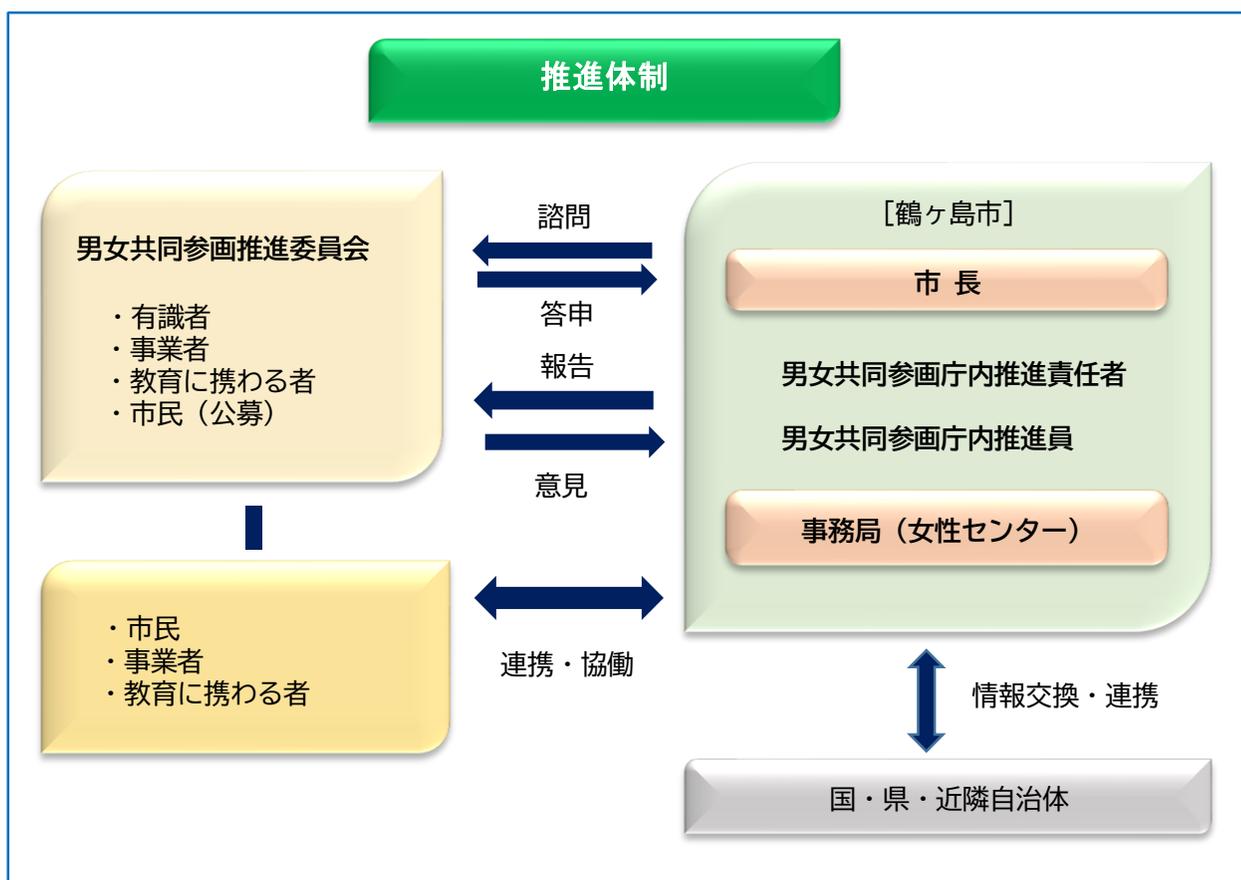
本計画は、次の機関が中心となり市民などと連携して推進します。

#### 【鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会】

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第14条の規定により設置された委員会であり、男女共同参画の推進に関する重要事項および拠点施設である女性センターの運営に関する基本的事項についての調査、審議などを行い、本計画の推進を図ります。

#### 【鶴ヶ島市女性センター】

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第11条および「鶴ヶ島市女性センター条例」第1条の規定により設置された施設で、男女共同参画を推進する拠点施設として、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民などによる男女共同参画の推進に関する取組を支援するとともに、女性への総合的な支援を行います。



## (2) 責務

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第4条、第5条、第6条および第7条に基づき、市、市民、事業者および教育に携わる者の責務を次のとおりとします。

### 【市の責務】

- ① 男女共同参画の推進のために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講じます。
- ② すべての人が、性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、環境の整備を進めるとともに、必要な支援を行います。
- ③ 市民、事業者および教育に携わる者のほか、国、埼玉県その他関係団体と連携し、男女共同参画の推進を図ります。
- ④ 自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進します。

### 【市民の責務】

- ① 男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めます。
- ② 性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう努めます。
- ③ 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

### 【事業者の責務】

- ① 雇用、労働および男女共同参画に関する法令を遵守し、労働環境における男女共同参画の推進に努めます。
- ② 従業員などが、性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、体制づくりに努めます。
- ③ 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

### 【教育に携わる者の責務】

- ① 男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の実現を促進する教育を行うよう努めます。
- ② 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

### **(3) 庁内の推進体制**

本計画の推進のために、市の各課などにおける推進・協力体制を次のように定めます。

#### **【鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進責任者】**

課などの長は、本計画の推進における各課などの責任者として課などにおける具体的な取組を積極的に推進します。

#### **【鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進員】**

推進員は、課などの長から指名された者を充て、本計画の趣旨および課などにおける具体的な取組について職員への周知を図り、職員の男女共同参画意識の高揚に努めます。また、各関係課などの調整や、本計画に基づいた取組の推進に努めます。

#### **【職員】**

職員は、課などにおける具体的な取組を積極的に推進します。

#### **【事務局】**

事務局は女性センターに置き、本計画を推進します。また、必要に応じて推進員への指導や助言を行います。

# 第4章

## 計画の内容

## 基本目標 I

# 男女共同参画の意識づくり

## 施策 1 男女共同参画に関する理解の促進

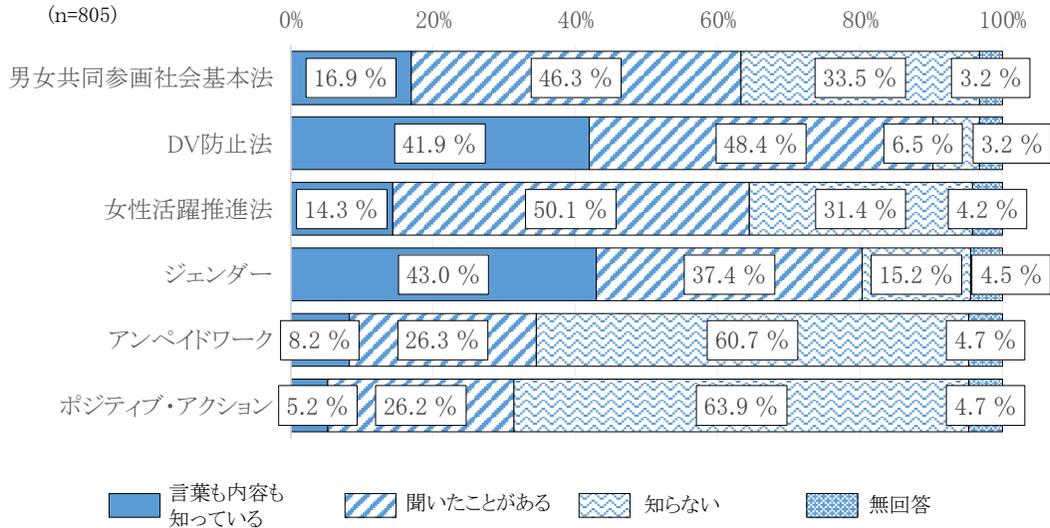
男女共同参画を、すべての人が自らのこととして共感し進めていくために、男女共同参画を推進する意義や目的について理解を促します。

取組項目	担当課
<b>1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発</b> すべての人の人権が尊重され、性別、年齢、障害の有無、性的指向・性自認、国籍などによって、困難な状況に置かれることがないように、理解を深めるための意識の啓発を図ります。	女性センター 総務人権推進課 健康長寿課 こども支援課 障害者福祉課 生涯学習スポーツ課
<b>2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援</b> 男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供し、学習支援を行います。また、講座や展示に男女共同参画の視点を取り入れ、理解が深まるよう促します。	女性センター 市民センター 生涯学習スポーツ課
<b>3 学校における男女平等教育の充実</b> 学校生活においては、個性や発達などに配慮した、ジェンダーにとらわれない学習指導を行い、男女共同参画に対する理解を促します。また、引き続き、すべての小・中学校で男女混合名簿を使用します。	学校教育課
<b>4 性的少数者への理解の促進</b> 性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的少数者の抱える問題を解消するための啓発などを行うとともに、パートナーシップ制度の創設に向けて検討を進めます。	女性センター 総務人権推進課

## 関連データ

### 【市の意識調査結果】

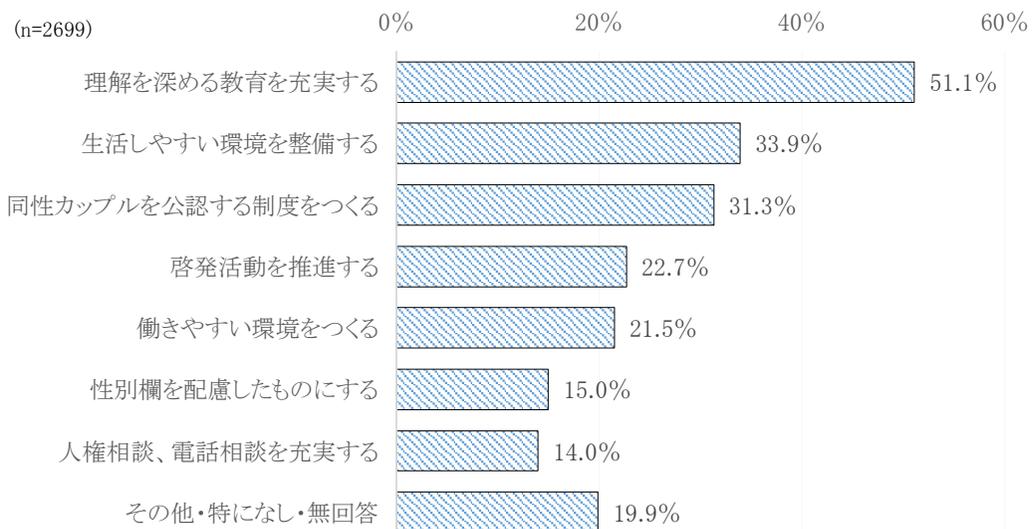
#### 男女共同参画にかかわる言葉・事柄の認知度



資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

### 【埼玉県の意識調査結果】

《質問》性的マイノリティ（LGBT※）の人権を守るには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



資料：埼玉県「人権に関する県民意識調査」令和3年3月

## 施策2 性別による固定的な役割分担意識の解消

一人ひとりが個性と能力を発揮するために、性別による固定的な役割分担意識の解消を進めます。

取組項目	担当課
<b>5 制度や慣行の見直しの促進</b> 地域社会の制度や慣行については、目的や経緯があっても、性別による固定的な役割分担意識に基づくものであれば、見直しや改善につながるよう啓発を図ります。	女性センター
<b>6 メディア・リテラシー向上のための情報提供</b> インターネット上には、人権を侵害するような性・暴力表現や、性別による固定的な役割分担意識を助長する情報が潜んでいます。こうした情報に対し、疑問を持つことができる視点が備わるよう、児童・生徒に適切な指導や、情報提供などの啓発を行います。	女性センター 学校教育課
<b>7 市が発信する情報における表現の配慮</b> 市の広報やホームページなどの情報に、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現がないよう配慮するとともに、常に男女共同参画の視点で内容を確認します。	女性センター 秘書広報課

基本目標Ⅱ

女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

施策3から施策8（取組項目8から取組項目23）までは「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」として位置付けます。

施策3 女性活躍推進法の普及啓発

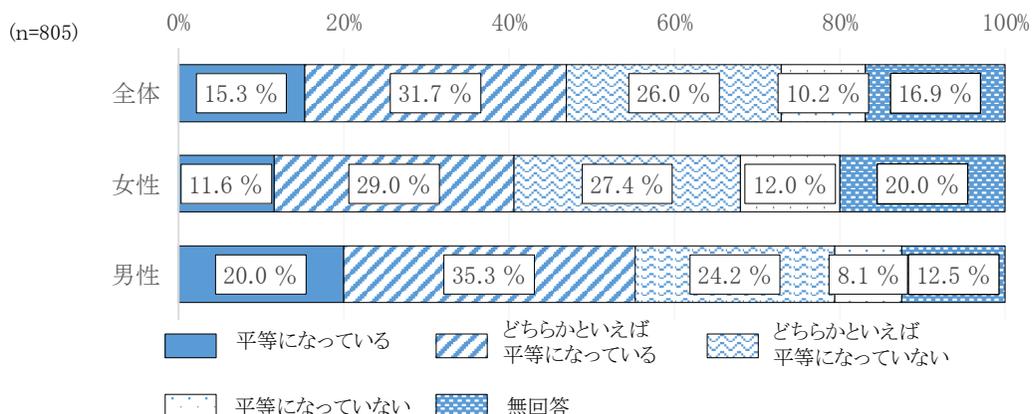
自らの意志によって働き、又は働こうとする女性が、個性と能力を十分に発揮して活躍でき、男女が共に多様な生き方を選択できる、豊かで活力あふれる社会の実現を目指します。

取組項目	担当課
<p><b>8 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進</b></p> <p>「女性活躍推進法」の規定による、企業の事業主行動計画に沿った取組を促進します。また、事業主行動計画の策定義務のない従業員100人以下の企業に対し、情報提供を行い、地域全体で女性活躍を推進します。</p>	女性センター

関連データ

【市の意識調査結果】

《質問》職場において男女の地位が平等になっていると思いますか。



資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

**施策4 女性が能力を発揮できる環境の整備**

男女がともに働きやすく、能力を発揮できる職場づくりに向けて、地域の企業に対する働きかけを行います。

取組項目	担当課
<p><b>9 職場におけるハラスメント防止対策の促進</b></p> <p>ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけるものであり、社会的に許されない行為です。地域において、セクシュアル・ハラスメント※、パワー・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※などのない職場環境を促進し、働く男女が能力を十分に発揮することができるよう、企業や市民に対する啓発を行います。</p>	<p>女性センター</p>
<p><b>10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進</b></p> <p>就業の平等を実現するために、地域の企業に対して、男女の雇用機会および育成・登用に関する格差や、非正規雇用の賃金や待遇の格差などが是正されるよう、情報提供を行います。</p>	<p>女性センター 産業振興課</p>
<p><b>11 公共調達※における女性活躍推進取組の反映</b></p> <p>女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、価格以外の要素を評価する公共調達のあり方について検討します。</p>	<p>財政課</p>

## 施策5 長時間労働の見直し

男女ともに働きやすい職場を実現するためには、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスが必要です。一人ひとりが希望する働き方が実現できるよう、啓発を行います。

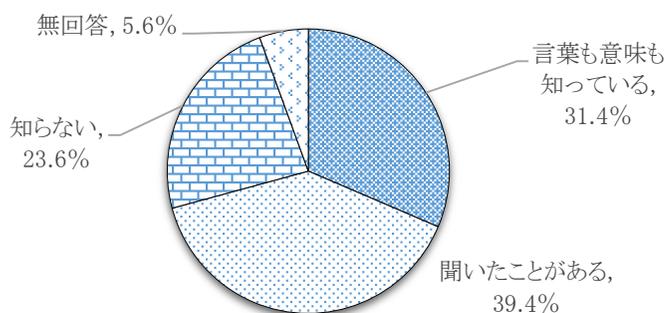
取組項目	担当課
<p><b>12 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進</b></p> <p>働きやすい職場環境を実現するには、仕事と生活の調和が非常に大切です。地域の企業や市民に対してワーク・ライフ・バランスの理解が進むよう、啓発活動や講座を行います。</p>	女性センター
<p><b>13 働き方改革に関する情報提供</b></p> <p>働く人が健康で豊かな生活を送ることができるよう、地域の企業に対して、長時間労働の抑制、有給休暇取得の促進など、柔軟な働き方を推進している先進企業の取組などに関する情報を提供します。</p>	女性センター

### 関連データ

#### 【市の意識調査結果】

《質問》「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味をご存知ですか。

(n=805)



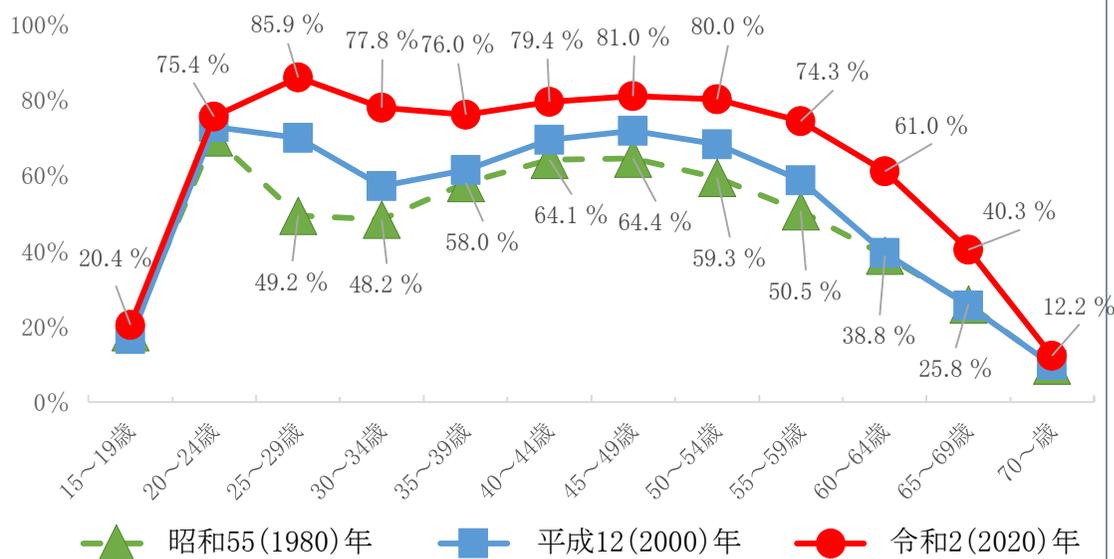
資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査



取組項目	担当課
<p><b>16 女性の再就職に向けた支援</b></p> <p>県と連携し、キャリアブランク※に配慮した講座を開催します。</p> <p>また、ハローワークと連携し、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業とマッチングするための面接会を開催します。</p>	<p>女性センター 産業振興課</p>
<p><b>17 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育</b></p> <p>小・中学校のキャリア教育および進路に関する助言をする際は、性別によって職業や生き方が制限されないように配慮するとともに、一人ひとりの可能性を的確に把握して、能力を伸ばすことができるような学習の機会を提供します。</p>	<p>女性センター 学校教育課</p>

関連データ

【女性の年齢階級別労働力率の推移】



資料：内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

## 施策7 子育て家庭への支援

子育て家庭が、地域や家庭と職場を両立しながら能力を発揮できるよう、環境整備を進めます。

取組項目	担当課
<p><b>18 子育て情報・相談窓口の充実</b></p> <p>各種相談事業の連携により、子育て家庭への包括的な相談支援体制を充実するとともに、子育てガイドブックの発行などにより、子育て家庭への情報提供を行います。</p>	<p>こども支援課</p>
<p><b>19 保育環境の整備</b></p> <p>さまざまな保育ニーズに対応するため、時間外保育、休日保育、一時預かり、病児保育などの環境整備を行います。</p>	<p>こども支援課</p>
<p><b>20 地域における子育て環境の整備</b></p> <p>ファミリー・サポート・センターなどの子育て活動を支援するとともに、つどいの広場など親子が地域で気軽につどい交流できる場を整えます。</p>	<p>こども支援課</p>

## 施策8 介護が必要な家庭への支援

介護が必要な状態になっても、地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、相談体制とサービスの充実を図ります。また、企業に向けて、介護をしながら働き続けることができる職場環境の整備を促進します。

取組項目	担当課
<p><b>2.1 相談体制と介護サービスの充実</b></p> <p>高齢者に関しては地域包括支援センター、障害がある人に関しては障害者基幹相談支援センターを中心に、相談体制の充実と強化を図ります。</p> <p>また、施設や在宅での介護が必要な人が、必要なサービスを受けられるよう、サービスの量と質の向上を図ります。</p>	<p>障害者福祉課 介護保険課 健康長寿課</p>
<p><b>2.2 地域で支える体制の整備とシステムの構築</b></p> <p>行政、介護が必要な家族、事業者、ボランティア、自治会や地域支え合い協議会などの地域団体の連携・協力により、高齢や障害により介護が必要な人や家族を、地域で支える体制づくりを進めます。</p> <p>また、家族の介護を行うケアラー※の負担を取り除き、必要なサービスにつなげるための支援を行います。</p>	<p>地域活動推進課 福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 学校教育課</p>
<p><b>2.3 介護休暇制度の周知と利用の促進</b></p> <p>男女ともに家族の介護を行いながら働き続けることができるよう、介護休暇などの制度を周知し、積極的な活用を促します。</p> <p>また、介護休暇制度を利用しやすい職場環境の整備について、地域の企業に向けて情報提供します。</p>	<p>女性センター</p>

## 施策9 男性の家事・育児・介護への参画支援

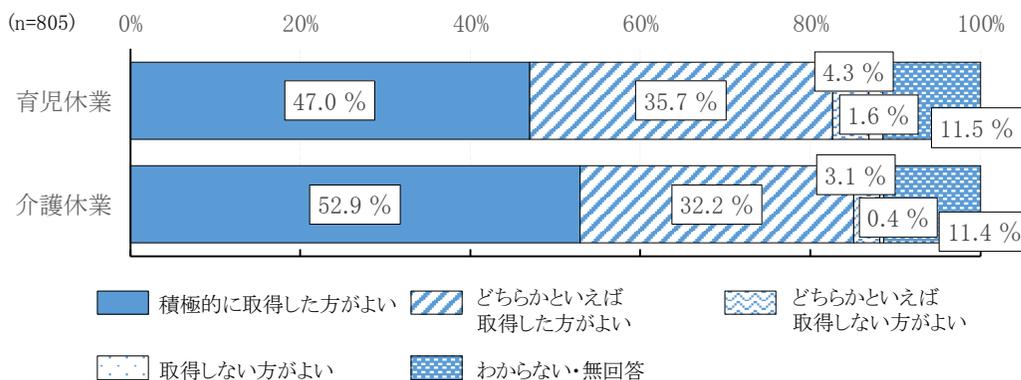
男女とも仕事と家庭の両立を推進するために、男性が家事・育児・介護などに主体的に関わるよう環境整備を推進します。

取組項目	担当課
<p><b>24 男性が参画しやすい環境の整備</b></p> <p>男性が、家事・育児・介護に主体的に関わることができるよう、男性を対象とした料理教室・育児講座・介護講座などを開催し、家事・育児・介護へ参画するための意識の啓発を行います。</p> <p>また、地域の企業に向け、職場環境の改善に関する情報提供を行います。</p>	<p>女性センター こども支援課 保健センター</p>
<p><b>25 生活能力を養う教育の推進</b></p> <p>性別にかかわらず、生活を営むために必要となる知識や技術を習得する機会を提供します。</p> <p>また、学校や地域での体験・交流活動の場を充実するとともに、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。</p>	<p>学校教育課 生涯学習スポーツ課</p>

### 関連データ

#### 【市の意識調査結果】

《質問》育児や家庭介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を利用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか。



資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

## 施策10 地域活動への参画促進

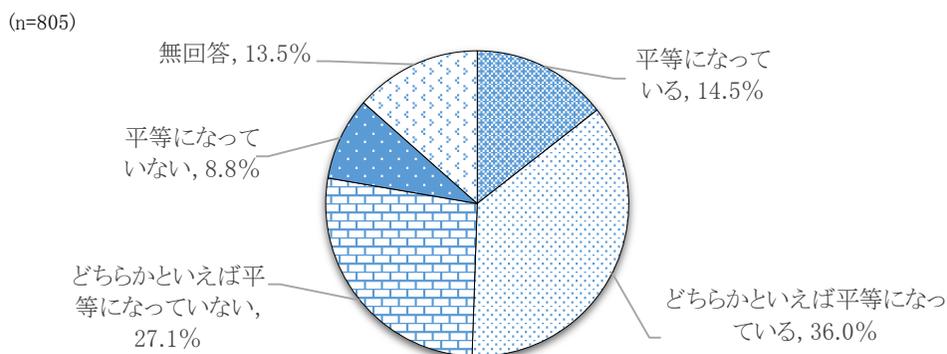
地域で暮らす人びとが互いに支え合い、充実した生活を送ることができるよう、地域課題の解決に向けた活動を支援します。

取組項目	担当課
<p><b>26 地域活動に関する情報の発信</b></p> <p>地域の多様な人が地域の課題を共有して地域活動に参加できるよう、地域活動を推進するための学習会やシンポジウムを開催するとともに、市民の活動を発信する機会を設けるなど、地域活動の情報共有を図ります。</p>	地域活動推進課
<p><b>27 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援</b></p> <p>防犯、防災、子育て、高齢化などのさまざまな地域課題の解決につながるよう、地域の人びとの連携・協働を進めるためのコーディネート機能を強化します。</p> <p>また、自治会や地域支え合い協議会などの地域活動の場における女性の参画が進むよう、意識の啓発を行います。</p>	地域活動推進課

### 関連データ

#### 【市の意識調査結果】

《質問》自治会やPTA活動などの地域生活の場で、男女の地位が平等になっていると思いますか。



資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標Ⅲ

すこやかで安心できる安全な暮らしの実現

施策11から施策14（取組項目28から取組項目38）までは、「鶴ヶ島市DV対策基本計画」として位置付けます。

施策11 DVに関する正しい理解の普及

DVなどのあらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つける許されない行為であり、それが社会的な問題であるという認識を共有するための啓発活動を推進します。

取組項目	担当課
<p><b>28 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底</b></p> <p>DVは、人権を著しく侵害する重大な犯罪行為です。家庭内で発生しやすいことから、被害が潜在化する傾向にあり、児童虐待が併発していることもあります。このような暴力を根絶するために、社会全体で考えられるように周知を行います。</p>	<p>女性センター</p>
<p><b>29 若年層へのDV予防啓発の推進</b></p> <p>近年では、デートDVや、SNSなどを悪用した新たな暴力などがみられます。このような暴力の予防教育を進めるとともに、インターネットの危険性と適切な利用についての啓発を行います。</p>	<p>女性センター 学校教育課</p>

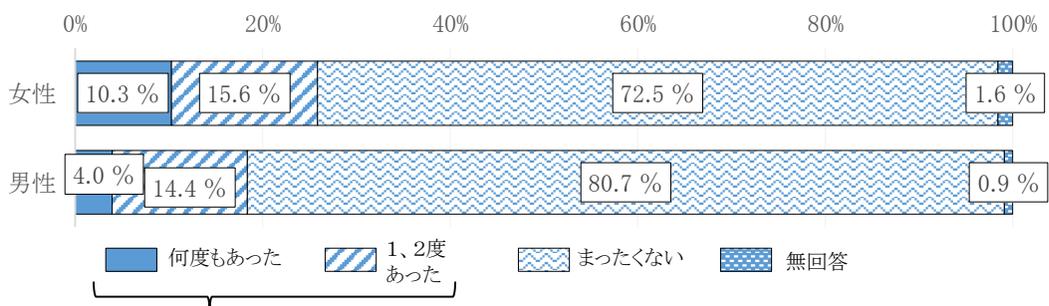
## 施策12 相談機能の充実

配偶者暴力相談支援センターと関連部署との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。

取組項目	担当課
<p><b>30 相談窓口の周知</b></p> <p>相談窓口の情報について、潜在する被害者や障害のある人、外国人など、すべての人に必要な情報が届くよう、周知を進めます。</p>	女性センター こども支援課 秘書広報課
<p><b>31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上</b></p> <p>DV被害者を早期に発見し、被害の深刻化を防ぐため、職員のDVに関する理解を深めます。</p> <p>また、被害者が置かれている不利な立場について理解し、必要な支援につなげるとともに、被害者に二次被害※を与えないよう、資質の向上を図ります。</p>	女性センター 総務人権推進課 地域活動推進課 福祉政策課 こども支援課 健康長寿課 障害者福祉課 保健センター 教育センター

### 関連データ

#### 【配偶者からの被害経験】



あった(計)  
 女性 25.9%  
 男性 18.4%

資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和2年

### 施策13 被害者の安全確保と自立支援

DV被害者の救済については、被害者と同行者の安全で迅速な避難を徹底し、心身の回復と自立に向けたきめ細かなケアの実施など、被害者の状況に配慮しながら、支援を行います。

取組項目	担当課
<p><b>32 被害者の安全確保の徹底</b></p> <p>DV被害者の支援は、被害者と同行者の安全を迅速に確保することが必要です。相談を受けた場合は、速やかに配偶者暴力相談支援センターに連絡し、必要に応じて、警察、県婦人相談センターなどの関係機関と連携して保護などの対応を行う体制整備を進めます。</p>	<p>女性センター 市民課 福祉政策課 こども支援課 健康長寿課 障害者福祉課 保健センター 学校教育課 教育センター</p>
<p><b>33 被害者ケアの充実</b></p> <p>DV被害者の中には、繰り返される暴力により心身の不調を抱えて苦しむケースが多いため、医療機関と連携・協力しながら、中長期にわたるカウンセリングの実施などにより被害者のケアを図ります。</p>	<p>こども支援課</p>
<p><b>34 被害者の自立に向けた支援の充実</b></p> <p>安全で自立した生活のために、住宅の確保、医療や年金の保険手続、住民基本台帳の閲覧制限、同伴の子どもの就学など、各種手続きや制度についての情報を提供します。</p> <p>また、必要に応じて助言や同行支援を行います。</p>	<p>市民課 福祉政策課 こども支援課 保険年金課 学校教育課</p>

## 施策14 関係機関との連携

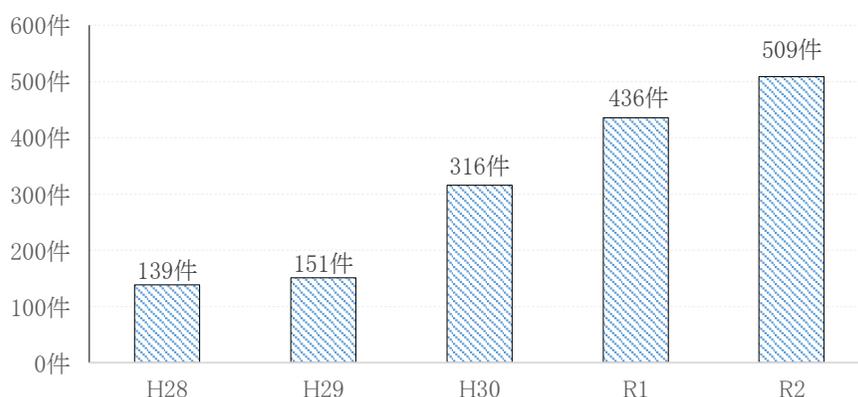
被害者の支援は、安全の確保、的確な保護、自立に向けた支援など、関係機関の連携が不可欠です。そのため、配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携体制を強化します。

取組項目	担当課
<p><b>35 庁内における連携体制の充実</b></p> <p>DV被害者の置かれている状況に応じて、住民情報や税情報を扱う部署、福祉サービスを提供する部署および学校などとの連携を密にすることが重要です。定期的な連絡会議の開催と、職員の異動にも配慮したマニュアルの作成により、連携体制の充実を図ります。</p>	<p>こども支援課 関係課 DV対策庁内連絡会議を構成する課</p>
<p><b>36 県婦人相談センターや警察等との連携強化</b></p> <p>深刻なDV被害者の避難、保護に際しては、事態の悪化を回避し被害者の安全を確保するために、県婦人相談センター、警察と連携を密にとりながら対応します。</p> <p>また、関係機関と定期的に連絡会議を開催するなど、連携体制を強化します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p><b>37 NPO法人や民間支援団体との連携</b></p> <p>被害者の状況や希望する支援の内容により、民間のシェルターやNPO法人を活用することが適切で効果があると見込まれるケースがあります。このため、さまざまなNPO法人や民間支援団体について日常的に情報を収集し連携を図ります。</p>	<p>こども支援課</p>

取組項目	担当課
<p><b>38 潜在化しやすいDVへの対応</b></p> <p>被害者が、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などである場合は、被害が潜在化しやすく、訴えることができない場合があります。そのため、配偶者暴力相談支援センターを中心として、関係部署・機関が連携し、効果的な支援を行います。</p>	<p>女性センター 地域活動推進課 子ども支援課 健康長寿課 障害者福祉課</p>

関連データ

【市の「女性相談・DV相談」カウンセリング相談件数】  
(H29以前は「女性のための相談室」として実施)



資料：子ども支援課

## 施策15 困難を抱えた女性への支援

貧困、高齢、障害、民族や国籍の違いなどに加えて、女性であることでさらに複合的な困難に置かれる場合が多いことに留意し、男女共同参画の視点から問題の所在を明らかにし、中長期的な視野に立った支援を行います。

取組項目	担当課
<p><b>39 シングルマザーへの支援</b></p> <p>母子家庭はさまざまな困難を抱えています。孤立に追い込まれ、支援を求めにくくなっているケースも多くあります。このような状況に配慮し、相談しやすい環境整備と各種制度の利用に向けた情報提供を充実します。</p> <p>また、自立・就労に向けた支援を行います。</p>	<p>女性センター 福祉政策課 こども支援課 産業振興課</p>
<p><b>40 高齢の女性への支援</b></p> <p>高齢の女性は、夫を亡くし年金の減額などから困窮状態に追い込まれるケースや、加齢により家事などの役割を担えなくなったことで家族から虐待を受けるケースなど、困難な状況に陥りやすいケースが多くあります。このような状況に配慮し、生活への適切な支援を行います。</p>	<p>健康長寿課</p>

### 関連データ

【ひとり親家庭の親を対象とした市の高等職業訓練促進給付金支給事業等を活用した人の状況】 (人)

	H29	H30	R1	R2
高等職業訓練促進給付金受給者	8	12	10	9
自立支援教育訓練給付金受給者	3	2	4	4
上記を活用し、資格を取得した人数	3	3	3	5

資料：こども支援課

取組項目	担当課
<p><b>4 1 障害のある女性への支援</b></p> <p>障害のある女性は、社会的・経済的活動の参画率が非常に低く、障害による性と生殖否定の差別、性虐待を受けやすい状況にあります。このような実態に配慮し、問題解消に向けた啓発や相談機能の充実などの支援を拡大します。</p> <p><b>4 2 外国人女性への支援</b></p> <p>外国人は、言語や文化、価値観の違いなどから、地域での差別や孤立につながる場合があります。また、女性であることで、経済的な格差を背景としたDVや、性的搾取の被害者となるケースが多くなっています。このような状況に配慮し、民族や国籍の違いに基づく偏見や差別を解消するための人権教育を徹底するとともに、関係団体・機関との連携による相談・支援体制を充実します。</p> <p><b>4 3 生活に困窮する女性への支援</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性に対してさまざまな形で深刻な影響を与えています。特に、経済的困窮が深刻化しており、生理用品の購入が難しくなっている「生理の貧困」が問題となっています。このため、生活困窮者に対するの相談支援体制を充実させ、困っている人に支援の手が届くよう施策を進めます。</p>	<p>女性センター 障害者福祉課</p> <p>女性センター 総務人権推進課 地域活動推進課 学校教育課</p> <p>女性センター 福祉政策課</p>

## 施策16 生涯を通じた女性の健康支援

生涯にわたり心身ともに豊かな生活を送れるよう、性に関する正確な知識や妊娠・出産の可能性のある女性にとって重要な権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の啓発を推進します。また、ライフステージに応じた健（検）診等を通じた疾病予防対策を充実します。

取組項目	担当課
<p><b>44 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進</b>            自分を大切にし、相手を尊重した性教育を行います。特に妊娠・出産が、女性のライフ・プランに大きく影響することを踏まえ、性感染症や避妊など、性に関する正確な知識を伝えます。            また、性の多様性に配慮した人権教育により、性的少数者や自分の性に違和感を持つ人への差別や偏見の解消を進めます。</p>	女性センター 保健センター 学校教育課
<p><b>45 思春期の心と身体への健康支援</b>            若年女性の望まない妊娠や性感染症を防止し、性犯罪や薬物犯罪等に巻き込まれないための啓発を行います。            また、心と身体への健康に関する悩みを抱えた人に必要な情報が届くよう、相談窓口の周知を進めます。</p>	女性センター 保健センター 教育センター

### 関連データ

#### 【市の「にんしんSOS鶴ヶ島」相談件数】

令和2年度 のべ48件

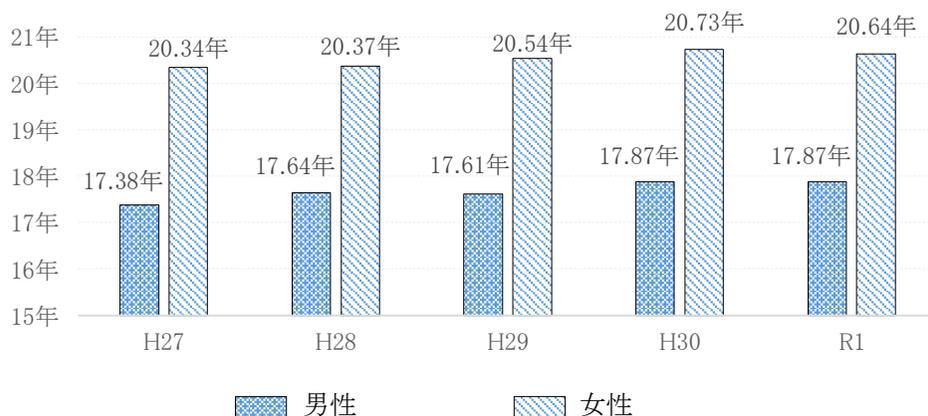
資料：保健センター

- ◆ 市では、令和2年1月に、思いがけない妊娠により戸惑いや悩みを抱えている市民の相談窓口として、専用ダイヤル・メール「にんしんSOS鶴ヶ島」を開設しました。保健師・助産師が、妊娠・出産に関してどうしてよいかわからない人や、その家族の相談に無料で応じています。

取組項目	担当課
<p><b>46 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備</b></p> <p>母子の健康を確保するための妊婦健診を充実するとともに、父母ともに参加できる両親学級などの開催により、安心して出産を迎えられるようにします。</p> <p>また、乳幼児健診や赤ちゃんの全戸訪問などの際は、虐待やDVにつながる予兆や痕跡に注意を払いながら、適切に相談に応じ保健指導を行います。</p>	保健センター
<p><b>47 女性特有の健康問題への支援</b></p> <p>子宮がんや乳がん、老年期の女性に多い骨粗しょう症など、女性特有の疾病の予防、早期発見のための健（検）診を充実します。</p> <p>また、閉経に伴う更年期の健康問題、不定愁訴に関する相談や情報提供により支援を推進します。</p>	保健センター

## 関連データ

### 【市の65歳からの健康寿命】



資料：埼玉県 健康指標総合ソフト

## 施策 17 男女共同参画の視点からの防犯・防災対策の充実

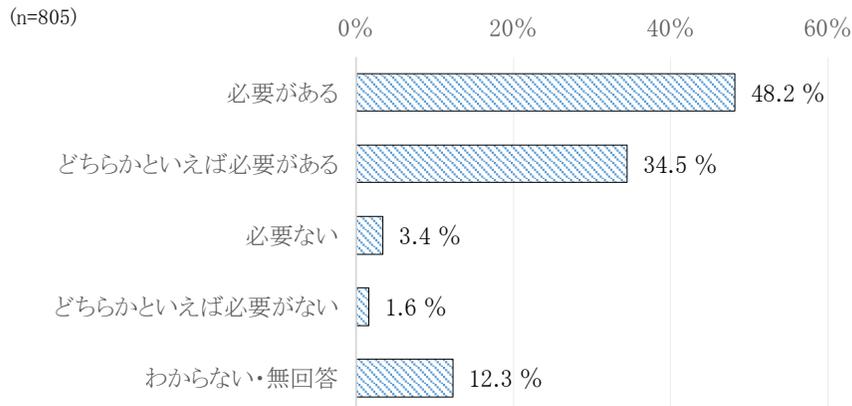
性犯罪・性暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害です。その根絶に向けた啓発と被害者支援を推進します。また、地域の防災力向上を図るために、防災施策の策定過程および防災の現場への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。

取組項目	担当課
<p><b>48 性暴力の防止と被害者支援</b></p> <p>性暴力は、人間の尊厳を踏みにじる卑劣な犯罪です。事件は潜在化しやすく、多くの被害者がPTSD（心的外傷後ストレス障害）などにより後々まで苦しんでいます。こうした性暴力の防止に向けた啓発を図るとともに、被害にあった場合の相談先や緊急避妊の対応など、被害者の心身のケアに関する情報提供の充実を図ります。</p>	<p>女性センター 保健センター</p>
<p><b>49 男女共同参画の視点による防災対策の推進</b></p> <p>災害時の避難所生活では、性犯罪が発生しやすいことや、性別によって役割分担に偏りが生じ、女性への負担が増すことが報告されています。防災体制の整備や災害時の避難所運営にあたっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議の女性委員の割合を増やします。</p> <p>また、自主防災組織との連携を図りながら、災害時における女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人、性的少数者なども含めた多様な住民のニーズを把握し、防災対策を進めます。</p>	<p>女性センター 危機管理課 健康長寿課 障害者福祉課</p>

## 関連データ

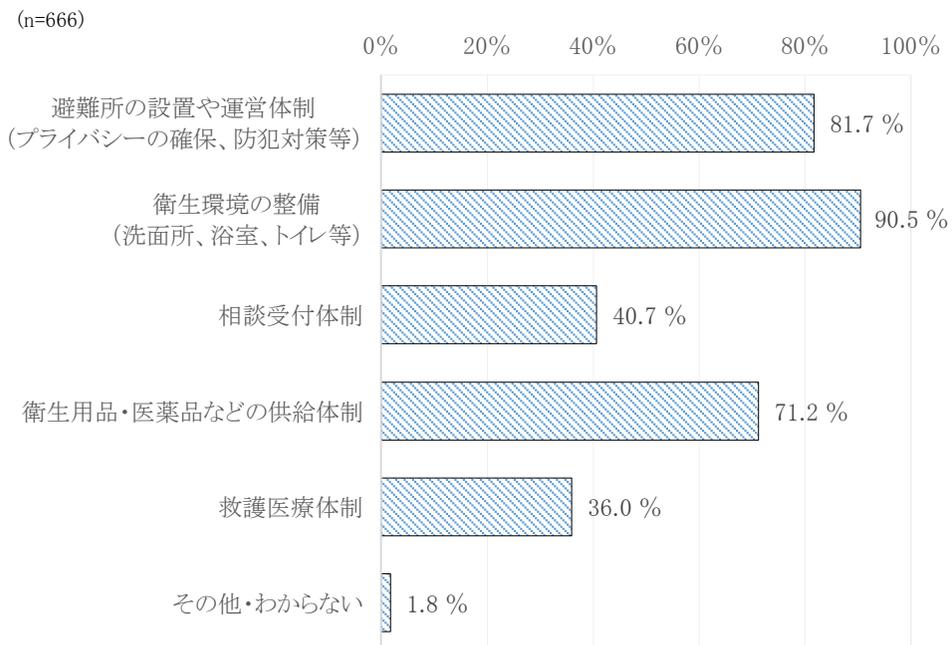
### 【市の意識調査結果】

《質問》防災・災害復興対策において、男女の性別等に配慮した対応が必要だと思いますか。



上記の問いに、「必要がある」「どちらかといえば必要がある」と回答した人に聞きました。

《質問》配慮が必要な取組は何だと思えますか。（複数回答可）



資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

## 基本目標Ⅳ

# 男女共同参画を推進する体制の充実

## 施策18 市役所における推進体制の強化

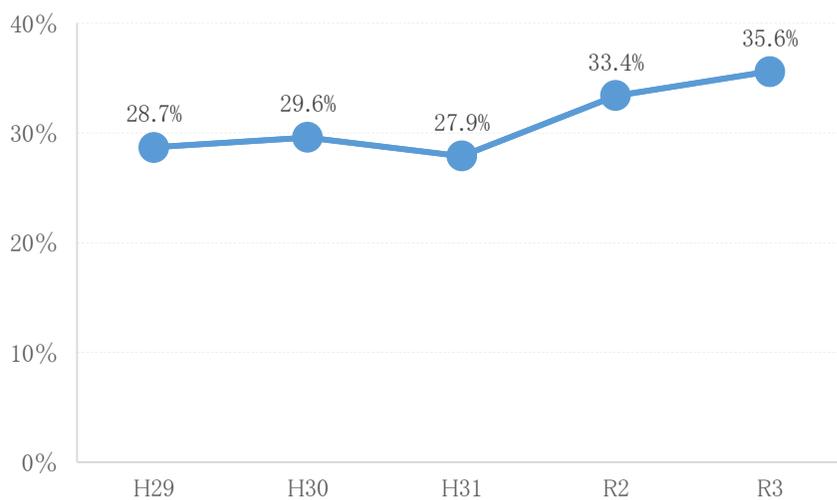
市は男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進することとしています。このため、市の推進体制の強化に向け、職員の意識の共有、政策への男女共同参画の視点の反映、方針決定の場への女性の参画推進に取り組みます。

取組項目	担当課
<b>50 職員の男女共同参画推進意識の共有</b> 鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進員連絡会議を設置し、女性センター、庁内推進責任者および庁内推進員が連携し、男女共同参画の推進に向けた意識の共有を図ります。	女性センター 人事課
<b>51 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映</b> 市が行うすべての政策や事業に男女共同参画の視点を取り入れられるよう配慮しています。 また、状況に応じて、市民意識調査や市民コメントなどを実施し、多様な意見を反映させます。	政策推進課

取組項目	担当課
<p><b>5 2 審議会等への女性登用促進</b></p> <p>政策や方針決定の場の男女不均衡を是正するために、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の考え方に基づき、市の審議会などの委員における女性の割合を増やしていくよう、担当課への働きかけを行います。</p>	政策推進課
<p><b>5 3 管理職への女性職員の登用推進</b></p> <p>市の管理職における女性の割合を増やし、政策や方針決定に男女の意見が反映されるよう改善します。</p> <p>また、若い女性職員が昇進意欲を持てるよう、研修や多様な職務機会の提供に努めます。</p>	人事課
<p><b>5 4 男性職員の育児休業・介護休暇等取得の促進</b></p> <p>超過勤務の縮減や休暇取得の促進を図り、市職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。特に、男性職員への育児休業・介護休暇等の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。</p>	人事課

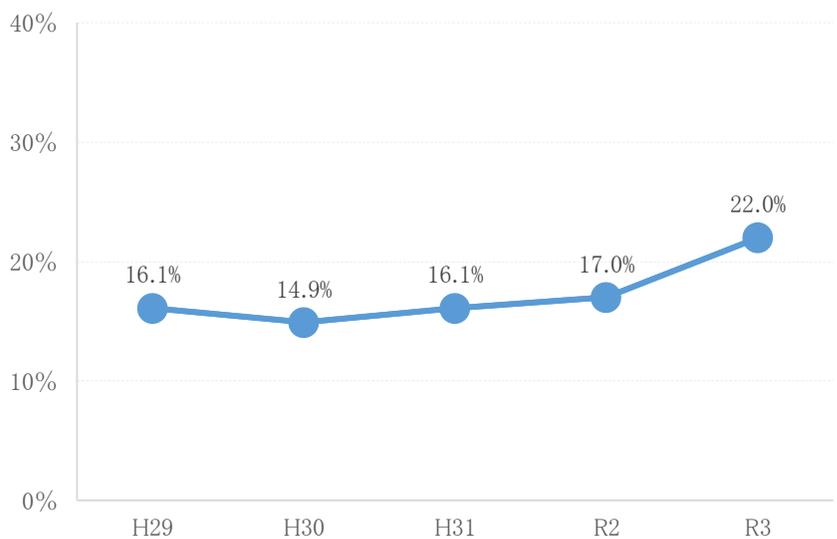
## 関連データ

### 【市の審議会などの委員に占める女性の割合】



資料：政策推進課（各年4月1日現在）

### 【市職員の管理職に占める女性の割合】



資料：人事課（各年4月1日現在）

## 施策19 さまざまな機関との連携による推進体制の強化

これまでに連携してきた機関との関係を強化しつつ、新たな機関とも積極的に連携を図ります。

取組項目	担当課
<p><b>55 国・県・近隣自治体との連携の推進</b>            国・県と積極的な連携を進めるとともに、近隣自治体との情報交換を行い、地域における男女共同参画を推進します。</p>	女性センター
<p><b>56 大学・企業との連携の推進</b>            協定を締結している地域の大学や企業との連携を進め、男女共同参画を推進する取組の幅と内容を広げます。</p>	女性センター
<p><b>57 NPO法人や市民活動団体などとの連携の推進</b>            市内で活動するNPO法人や市民活動団体などとの連携を進め、男女共同参画推進への理解と取組を広げます。</p>	女性センター

## 施策20 女性センターを拠点とした推進体制の強化

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」および「鶴ヶ島市女性センター条例」に基づき、女性センターを拠点とし、男女共同参画を推進する体制を強化します。

取組項目	担当課
<p><b>58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化</b></p> <p>男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために、条例で定めた基本理念や責務を常に念頭に置き、男女共同参画社会の実現に向けた啓発やポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進に取り組みます。</p>	女性センター
<p><b>59 女性リーダーを中心としたネットワークの形成</b></p> <p>地域で活躍する女性リーダーや複数の分野のグループが連携して男女共同参画のための取組を進められるよう、ネットワークづくりを支援します。</p>	女性センター
<p><b>60 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底</b></p> <p>令和4年度から令和8年度までの5年間に、本市が目指す「人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまち」の実現に向けて、この第6次プランで掲げた基本目標達成のための取組の進行管理を徹底します。</p>	女性センター



# 資 料

1	策定の経過	70
2	市民参加の状況	71
3	第5期 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員	72
4	第6期 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員	73
5	諮問と答申	74
6	関係法令	
	(1) 男女共同参画社会基本法	76
	(2) 埼玉県男女共同参画推進条例	80
	(3) 鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	82
	(4) 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会規則	84
	(5) 鶴ヶ島市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	85
7	関連年表	86
8	用語解説	91
9	索引 キーワードでさがす「取組項目」	95
10	検索 担当課でさがす「取組項目」	98
11	男女共同参画の視点チェックリスト	102

# 1 策定の経過

月 日	事 項	内 容
令和2年度		
12月7日 ～12月25日	基礎調査	令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査実施
2月24日	令和2年度第2回 男女共同参画推進委員会 (書面会議)	諮問 「男女共同参画計画の策定について」
令和3年度		
4月27日	第1回男女共同参画計画策 定委員会	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の策定について
5月20日	令和3年度第1回 男女共同参画推進委員会	現行プランの達成状況について つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の策定について
8月20日	令和3年度第2回 男女共同参画推進委員会	新委員の委嘱 つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の策定について
11月16日	令和3年度第3回 男女共同参画推進委員会	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の素案について
12月16日	市議会への説明	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の素案について
12月17日 ～1月15日	市民コメント	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)の素案に対する意見募集
2月14日	第2回男女共同参画計画策 定委員会(書面会議)	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)原案の確認について
2月17日	令和3年度第4回 男女共同参画推進委員会 (書面会議)	答申 「男女共同参画計画の策定について」

## 2 市民参加の状況

### (1) 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査

調査期間	令和2年12月7日から令和2年12月25日まで
調査対象	市内在住の18歳以上の男女 2,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	自記式調査票による郵送配布・郵送回収
回答状況	有効回答数 805票 有効回答率 40.3%
調査項目	1. 回答者のプロフィール 2. 男女平等の意識について 3. 家庭生活について 4. 社会参加について 5. 就労について 6. 人権について 7. 鶴ヶ島市女性センター（ハーモニー）について 8. 市政への要望について

### (2) 市民コメント

募集期間	令和3年12月17日から令和4年1月15日まで
対象者	・市内に住所を有する方 ・市内に在勤・在学する方 ・市内に事務所・事業所を有する個人、法人、その他の団体 ・市の事務事業に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
公表資料	つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）の素案
応募方法	郵送、ファクシミリ、メール、直接持参
募集結果	提出4人 意見項目数26件
主な意見	・国際情勢への言及について ・推進指標について ・ハラスメント防止対策について

### 3 第5期 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員

任期：令和元年7月29日から令和3年7月28日まで

(市川委員、令和2年10月1日から令和3年7月28日まで)

◎会長、○副会長

(敬称略、五十音順)

選出区分	氏名	役職・所属など
学識経験者	◎大橋 稔	城西大学教授
	永野 眞理	ウィメンズ・アクション・ネットワーク (wan) ボランティアスタッフ
事業者	市川 琢也	株式会社武蔵野銀行鶴ヶ島支店支店長
	○立石 絵美	動物往診＋在宅ケアサービス にくきゅう 代表
教育に携わる方	高沢 聖子	鶴ヶ島市立南中学校養護教諭
	森澤 清	坂戸市立教育センター所長
市民代表	長尾 芳子	公募による委員
	宮前 香織	女性センター事業協力者
	山田 恵美	女性センター利用者
	山田 祐之	前 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会事務局長

## 4 第6期 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員

任期：令和3年8月20日から令和5年8月19日まで

◎会長、○副会長

(敬称略、五十音順)

選出区分	氏名	役職・所属など
学識経験者	石崎 裕子	跡見学園女子大学准教授
	大森 三起子	埼玉弁護士会川越支部弁護士
	○永野 眞理	ウィメンズ・アクション・ネットワーク (wan) ボランティアスタッフ
事業者	市川 琢也	株式会社武蔵野銀行鶴ヶ島支店支店長
	加藤 拓	株式会社あったかホーム代表取締役
	立石 絵美	動物往診+在宅ケアサービス にくきゅう 代表
教育に携わる方	高沢 聖子	鶴ヶ島市立南中学校主幹教諭 (養護)
	◎森澤 清	前 坂戸市立教育センター所長
市民代表	太田 妙珍	女性センター事業協力者
	佐藤 圭子	女性センター利用者

## 5 諮問と答申

### 諮問書

鶴女セ 第 34 号  
令和3年2月24日

鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会  
会長 大橋 稔 様

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

男女共同参画計画の策定について（諮問）  
鶴ヶ島市男女共同参画推進条例（平成22年3月24日条例第1号）第14条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

#### 記

1 諮問事項  
男女共同参画計画の策定について

2 諮問理由  
本市では、平成29年3月に現行計画の「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」（「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」及び「鶴ヶ島市DV対策基本計画」を含みます。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を計画的に進めてきました。  
これまでの取組により、配偶者暴力相談支援センターの設置、市の審議会における女性委員の割合の向上などの成果を上げています。その一方、DV相談件数は増加し、社会経済情勢の悪化、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響による女性の困難が顕在化しています。  
こうした中、現行計画の計画期間が令和3年度で終了することから、現行計画の取組を継承しつつ、本市の状況に照らした実効性のある次期計画の策定について、貴委員会へ諮問するものです。

令和4年2月17日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久 様

鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会  
会長 森 澤 清

## 男女共同参画計画の策定について（答申）

令和3年2月24日付け鶴女セ第34号で諮問を受けました標記の件について、本委員会では慎重に議論を重ね、審議を行ってまいりました。

男女共同参画社会基本法第14条に規定される男女共同参画計画である「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」（以下「プラン（第6次）」という。）の策定及び実行にあたっては、審議結果に加え、市民からの意見を十分に反映させ、特に下記の事項にご留意いただくことを希望して、ここに答申します。

## 記

### 1 プラン（第6次）の策定について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の失業、貧困、家庭内の暴力被害など、平時における性別格差が顕著化する傾向があり、男女共同参画の視点を取り入れた施策実施の重要性が問われております。

これを踏まえて、本市がこれまで実施してきた男女共同参画の取組とその成果を検証し、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、市民一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力を発揮するために必要な施策を、引き続き計画に位置付けていただくことを望みます。

### 2 プラン（第6次）の推進について

本市が目指す「人権が尊重され性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまち」の実現に向け、基本目標に掲げられた取組の着実な実施を望みます。

#### （1）基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

すべての人がお互いの人権を尊重し合い、能力が発揮できる環境を整えるために、性別による固定的な役割分担意識の解消とパートナーシップ制度の制定に向けた検討を進めることを望みます。

#### （2）基本目標Ⅱ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

社会全体で子育てや介護を支援する取組を充実させ、育児や介護と仕事が両立できる環境づくりを進めていくことを望みます。また、新型コロナウイルス感染症などの影響が大きい女性の非正規雇用者の失業や、貧困問題の解消に向けた取組により、女性の活躍を支援する取組のさらなる充実を望みます。

#### （3）基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現

女性が尊厳と誇りをもって生きられるようにするため、暴力の根絶と被害者支援の充実を望みます。また、困難に陥りやすい、子ども、高齢者、障害者、外国人の方々への支援に加え、生活に困窮する女性への支援の充実を望みます。

#### （4）基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実

あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画することは、多様な視点が確保され、市民の暮らしやすさの深い理解につながります。このため、市が積極的に女性の登用などに取り組むとともに、市職員が率先して男女共同参画計画の趣旨を理解し、具体的な取組を推進することを望みます。

## 6 関係法令

### (1) 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目

的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成す

る男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提

出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。]

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

## (2) 埼玉県男女共同参画推進条例

平成十二年三月二十四日  
条例第十二号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、眞の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

### (県の責務)

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推

進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

#### （事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### （県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### （性別による権利侵害の禁止）

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

#### （公衆に表示する情報に関する留意）

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

#### （県の施策等）

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努

めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

#### （埼玉県男女共同参画審議会）

第十条 埼玉県男女共同参画審議会（第十二条第三項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

#### （総合的な拠点施設の設置）

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

#### （基本計画の策定）

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

### (3) 鶴ヶ島市男女共同参画推進条例

平成22年3月24日条例第1号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、性別によっても、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことが規定されています。また、男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けており、さまざまな取組が進められています。

鶴ヶ島市は、市民との協働により男女共同参画の推進に取り組んでいますが、子育て期における女性の労働力率の向上をはじめ、社会における重要な意思決定への女性の参画の促進、女性への暴力の防止などの解決しなければならない課題も残されています。

私たちのまちが少子高齢化や社会経済構造の変化に対応し、豊かで活力のあるまちとしてさらに発展していくためには、すべての人の個性と人権が尊重され、男女が、共に、平等に、生き生きと暮らせる社会を築く必要があります。

市民と市が一体となって男女共同参画を推進し、男女共同参画社会を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、鶴ヶ島市における男女共同参画に関する基本理念、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務並びに男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会

が確保され、政治、経済、社会、文化などの面で等しく利益を受け、共に責任を担うことをいいます。

(2) ジェンダー 生物学的な性とは別に、男らしさ、女らしさなどの経済的、社会的又は文化的に培われてきた性の有りようをいいます。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害したりすることをいいます。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又は過去に配偶者、恋人その他の親密な関係にあった者からの身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力をいいます。

(5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差が見られる場合に、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。

(1) すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を発揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること。

(2) ジェンダーに基づいた社会の制度又は慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること。

(6) すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと。

#### (市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

(1) 男女共同参画の推進のために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講ずること。

(2) すべての人が、性別にかかわらず、家庭生

活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、環境の整備を進めるとともに、必要な支援を行うこと。

(3) 市民、事業者及び教育に携わる者のほか、国、埼玉県その他関係団体と連携し、男女共同参画の推進を図ること。

(4) 自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進すること。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

(1) 男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めること。

(2) 性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう努めること。

(3) 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

(1) 雇用、労働及び男女共同参画に関する法令を遵守し、労働環境における男女共同参画の推進に努めること。

(2) 従業員などが、性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、体制づくりに努めること。

(3) 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

#### (教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に向けた教育の重要性を踏まえ、基本理念に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

(1) 男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の実現を促進する教育を行うよう努めること。

(2) 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

#### (性別による差別的な取扱い等の禁止)

第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

(1) 直接的又は間接的な性別による差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他の性別

に起因する暴力

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示するあらゆる情報において、性別による固定的な役割分担及び前条各号に掲げる行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めるものとします。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画を策定するものとします。

(拠点施設)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び教育に携わる者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、拠点となる施設を設置するものとします。

(広報、啓発及び活動の支援)

第12条 市は、男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動、学習の機会の提供その他の措置を講ずるとともに、市民、事業者及び教育に携わる者が男女共同参画社会の実現を目指す活動に対し、支援を行うものとします。

(積極的改善措置)

第13条 市は、自らの組織運営において、積極的改善措置を講ずるものとします。

2 市は、市民、事業者及び教育に携わる者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう促すものとします。

(鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要事項及び第11条に規定する拠点となる施設の運営に関する基本的事項についての調査、審議などを行うため、鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(委員会の組織)

第15条 委員会は、委員10人以内で組織します。  
2 委員は、市民、事業者、教育に携わる者及び男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、

市長が委嘱します。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(意見の提出等)

第17条 市が行うすべての施策について、男女共同参画の視点から意見のある者は、市長に当該意見を提出することができます。

2 市長は、前項の規定により提出された意見への対応の方針又は結果について、委員会に意見を求めることとします。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。ただし、第14条から第16条まで及び第17条第2項並びに次項の規定は、同年7月1日から施行します。

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

## (4) 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴ヶ島市男女共同参画推進条例（平成22年条例第1号）第18条の規定に基づき、鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があると

き又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、会長が招集する。  
 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、鶴ヶ島市女性センターにおいて処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が会長に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。  
 2 鶴ヶ島市女性センター運営委員会規則（昭和63年規則第8号）は、廃止する。

## (5) 鶴ヶ島市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画推進のための指針となるつるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）（以下「計画」という。）を策定するため、鶴ヶ島市男女共同参画計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。  
 (1) 計画の策定に関し必要な事項の審議及び策定案の作成に関すること。  
 (2) その他、計画の策定に関し必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。  
 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に総合政策部長、副委員長に政策推進課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。  
 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理し、策定委員会の議長となる。  
 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、女性センターにおいて処理する。

(委託)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行し、計画が策定された後廃止する。

別表（第3条関係）

◎委員長、○副委員長

◎総合政策部長	○政策推進課長
秘書広報課長	財政課長
総務人権推進課長	人事課長
市民課長	地域活動推進課長
安心安全推進課長	産業振興課長
福祉政策課長	健康長寿課長
障害者福祉課長	こども支援課長
介護保険課長	保健センター所長
学校教育課長	生涯学習スポーツ課長
教育センター所長	

## 7 関連年表

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き	
1945年 (昭和20年)	○国連憲章採択	○「衆院法」改正(成年女子に参政権)			
1946年 (昭和21年)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され、女性国会議員39名当選			
1947年 (昭和22年)		○日本国憲法施行 ○「民法」改正・家制度廃止			
1948年 (昭和23年)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択				
1963年 (昭和38年)				○村議会に女性議員1名当選	
1967年 (昭和42年)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択				
1975年 (昭和50年)	○第1回世界女性会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置		○町議会に女性議員2名当選	
国連婦人の十年	1976年 (昭和51年)	○「民法」一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置		
	1977年 (昭和52年)	○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置		
	1978年 (昭和53年)		○第1回埼玉県婦人問題協議会		
	1979年 (昭和54年)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長設置	○町議会に女性議員2名当選
	1980年 (昭和55年)	○第2回世界女性会議(コペンハーゲン)(「国連婦人の十年」中間世界会議) ○女子差別撤廃条約の署名式	○「民法」一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置	
	1981年 (昭和56年)	○ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
	1983年 (昭和58年)				○町議会に女性議員2名当選
	1984年 (昭和59年)		○「国籍法」及び「戸籍法」一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	○鶴ヶ島町総合計画に「婦人の地位向上」について記述

年 号		国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
国連 婦人 の 十 年	1985年 (昭和60年)	○第3回世界女性会議 (ナイロビ)、「国連婦人 の十年」最終年会議)、 「ナイロビ将来戦略」採 択、NGOフォーラム開 催	○「女子差別撤廃条 約」批准 ○「男女雇用機会均等 法」成立(施行は翌年) ○「労働基準法」一部 改正(施行は翌年)		○企画財政課に婦人 問題連絡窓口を設置
	1986年 (昭和61年)			○「男女平等社会確立 のための埼玉県計画」 策定	
	1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向 けての新国内行動計 画」策定	○「婦人対策課」を「婦 人行政課」に名称変更	○町議会に女性議員2 名当選
	1988年 (昭和63年)				○「鶴ヶ島町働く婦人 の家条例」制定 ○働く婦人の家「ハー モニー」開館
	1989年 (平成元年)		○法例一部改正 (婚姻、親子関係等 についての男性優先規 定の改正等)		○「女性のための相談 室」設置
	1990年 (平成2年)	○「ナイロビ将来戦略」 に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結 論」採択(国連・経済社 会理事会) ○ILO第171号条約 (夜業に関する) 採択 (ILO総会)		○「男女平等社会確立 のための埼玉県計画 (修正版)」策定	
	1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向 けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定 ○「育児休業法」成立 (施行は翌年)	○婦人行政課を女性政 策課に名称変更	○町議会に女性議員4 名当選 ○「鶴ヶ島町総合計画」 の施策に「男女平等社 会の実現」を掲げ、推 進を図る
	1992年 (平成4年)		○初の婦人問題担当 大臣設置		
	1993年 (平成5年)	○世界人権会議 (ウィーン) ○「女性に対する暴力 撤廃宣言」採択 (国連総会)	○「パートタイム労働 法」成立		
	1994年 (平成6年)	○ILO第175号条約 (パートタイム労働に 関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議 開催(カイロ)	○総理府男女共同参 画室発足 ○内閣総理大臣の諮 問機関として男女共同 参画審議会設置		
	1995年 (平成7年)	○社会開発サミット開 催(コペンハーゲン) ○第4回世界女性会議 (北京)、「行動綱領」 「北京宣言」採択	○「育児・介護休業法」 成立 ○ILO第156回条約批 准	○「2001彩の国男女 共同参画プログラム」 策定	○市議会に女性議員4 名当選 ○自治振興課女性政 策担当設置 ○男女平等社会に向 けての市民意識調査市 民懇談会設置 ○「男女平等に関する 市民意識調査」実施
	1996年 (平成8年)		○「男女共同参画 2000年プラン」策定		○男女共生フォーラム 開催(平成13年まで年 1回開催)

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
1997年 (平成9年)		○「労働基準法」一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○「男女雇用機会均等法」一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ○女性センター(仮称)基本構想策定	○「つるがしま男女共同参画プラン」策定 ○女性情報紙「スピカ」発行(平成12年まで年1回発行)
1998年 (平成10年)			○女性センター(仮称)基本計画策定	○政策推進課に女性政策担当を統合 ○「働く婦人の家」を「女性センター」に改称
1999年 (平成11年)	○「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○「男女共同参画社会基本法」成立 ○「児童買春・児童ポルノ禁止法」成立		○市議会に女性議員5名当選
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」の採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー規制法」成立	○「埼玉県男女共同参画推進条例」制定 ○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更	○「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」制定
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「DV防止法」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更	○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2002年 (平成14年)			○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ○埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)開設	○「市刊行物作成の手引き」作成 ○「つるがしま男女共同参画プラン(第2次)」策定
2003年 (平成15年)		○「少子化対策社会基本法」成立 ○「次世代育成支援対策推進法」成立		○男女共同参画週間行事「ハーモニーふれあいウィーク」開催(以後年1回開催) ○市民生活部産業振興課女性センターから総合政策部政策推進課女性センターに組織変更 ○市議会に女性議員6名当選
2004年 (平成16年)		○「DV防止法」一部改正		○女性センター運営委員会より提言(今後の女性センターの運営について) ○「鶴ヶ島市市民意識調査」実施
2005年 (平成17年)	○第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平成18年)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等:施行は翌年)	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	○「鶴ヶ島市職員旧姓使用取扱要綱」制定

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
2007年 (平成19年)		○「DV防止法」一部改正	○埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プランとする	○「つるがしま男女共同参画プラン(第3次)」策定 ○市議会に女性議員4名当選
2008年 (平成20年)			○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更	○「鶴ヶ島市要保護児童対策及び配偶者からの暴力被害者保護対策地域協議会」設置 (平成22年に「鶴ヶ島市要保護児童等対策地域協議会」に名称変更)
2009年 (平成21年)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010年 (平成22年)	○第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	○「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」制定 ○「鶴ヶ島市女性センター条例」一部改正 (女性センターを男女共同参画を推進する拠点施設として位置付ける)
2011年 (平成23年)	○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)発足			○鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会設置 ○市議会に女性議員3名当選
2012年 (平成24年)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定	○「つるがしま男女共同参画推進プラン(第4次)」策定
2013年 (平成25年)		○「DV防止法」改正(施行は翌年) ○「日本再興戦略」の中核に「女性活躍推進」が位置付けられる		
2014年 (平成26年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改定2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる		
2015年 (平成27年)	○第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)開催 ○国連サミットにおいて「SDGs」採択	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性活躍推進法」成立 ○「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		○市議会に女性議員2名当選
2016年 (平成28年)	○「G7伊勢志摩サミット」において「G7行動指針」採択。「女性の理系キャリア促進のためのG7イニシアティブ(WIND S)」を立ち上げ。	○「育児・介護休業法」等改正(介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、妊娠・出産などに関するハラスメント防止措置義務等) ○「SDGs推進本部」設置		

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き	市の動き
2017年 (平成29年)	○第61回国連婦人の地位委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消」決議案採択	○「刑法」一部改正(強姦罪→強制性交等罪、非親告罪化等) ○「育児・介護休業法」改正	○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	○「つるがしま男女共同参画推進プラン(第5次)」策定
2018年 (平成30年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立		○「配偶者暴力相談支援センター」設置 ○「DV対策庁内連絡会議」設置 ○「女性相談・DV相談」開設 ○「子育て世代包括支援センター」開設 ○「児童・家庭総合相談窓口」開設
2019年 (令和元年)	○第5回国際女性会議(WOW!/W20)東京都で開催	○「労働施策総合推進法」改正 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「女性活躍推進法」改正 ○「育児・介護休業法」改正		○市議会に女性議員4名当選
2020年 (令和2年)	○第64回国連女性の地位委員会「北京+25」	○「第5次男女共同参画基本計画」策定		○「にんしんSOS 鶴ヶ島」開設 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2021年 (令和3年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正	○産業労働部ウーマノミクス課を人材活躍支援課、多様な働き方推進課に組織変更 ○女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更	○「子ども家庭総合支援拠点」設置
2022年 (令和4年)				○「つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次)」策定

## 8 用語解説

行	用語	解説	初出頁
あ	LGBT	Lがレズビアン（Lesbian 女性同性愛者）、Gがゲイ（Gay 男性同性愛者）、Bがバイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）、Tがトランスジェンダー（Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人）、それぞれ多様な性自認及び性的指向の代表的な4つのセクシュアリティの頭文字を取った総称で、性の多様性を表す言葉。	41
	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。	6
か	キャリアブランク	特に女性の場合、結婚や出産を機にキャリアを中断し、その後に復職や再就職をするまでの期間（空白期間）を指す。キャリアブランクをマイナス要素として捉えず、多様な働き方を目指すことが求められている。	47
	ケアラー	高齢、身体上、精神上の障害または疾病等がある人、難病患者、アルコール依存症や引きこもりなど何らかの事情があって日常生活を送ることが困難な人のケアを担う人の総称。サポート内容は身の回りの家事や力仕事、外出時の介助・付き添い、感情面のサポートなど多岐にわたる。また、18歳未満のケアラーを、ヤングケアラーという。	49
	公共調達	国や地方公共団体等の役務又は物件の調達のこと。女性活躍推進法では、国は、公共調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に定める基準を満たす事業者等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施することとし、地方公共団体も国に準じた施策を実施するよう努めることとする。	44
	子育て世代包括支援センター	妊娠、出産、育児に関する様々な相談に応じる拠点施設。必要に応じて個別に「すこやか子育て支援プラン」を作成し、安心して出産・育児ができるようにサポートを行う。	18
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの「生物学的性別（セックス/sex）」がある。一方、社会的通念や慣習の中には、社会的・文化的に作り上げられた男性像、女性像があり、このような男性、女性の別のことをいう。	27

行	用語	解説	初出頁
	女子差別撤廃条約	女性差別の撤廃を定めた多国間条約で、昭和54年（1979年）に、国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効した。女性に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係あらゆる分野での男女の平等を規定している。日本は1980年（昭和55年）に署名し、1985年（昭和60年）に批准している。	9
	女性活躍推進法	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。	2
	性自認・性的指向	「性自認」は、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「性的指向」は、恋愛・性愛の対象が、いずれの性別を対象とするかを表すもの。	28
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等になるよう努力義務を位置付けている。国際的に見て遅れているわが国の女性の政治参画を積極的に推進することを目的とする法律。	10
	性的少数者	同性愛者、両性愛者、生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人などのことをいう。	16
	性別による固定的な役割分担意識	男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要業務、女は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。	6
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るもの。	44

行	用語	解説	初出頁
た	男女共同参画社会基本法	男女平等を押し進めるべく、1991年（平成11年）に施行された法律。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。	2
	男女雇用機会均等法	職場における性別による差別を禁止し、男女とも平等に扱うことを定めた法律。募集や採用、昇進などの面での男女の平等を定めているほか、セクシュアルハラスメント防止のために、事業主に対して雇用の管理を義務づけている。	10
	デートDV	若年層の交際相手間で起こるDV。	16
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった相手から受ける暴力。なお、暴力は身体的な暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれる。	14
	DV防止法	配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。当初、DVの定義を配偶者からの肉体的な暴力に限定していたが、その後の改正により、対象となる暴力に精神的な暴力が追加され、相手に生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手が追加された。	2
な	二次被害	被害に関する操作や事情聴取、裁判などの過程における担当者や、被害を相談したり診療を受けたりする際に接する担当者から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心無い言葉をかけられたりすることなどにより、被害の苦しみを再度受けることをいう。	53
は	ハーモニーふれあいウィーク	市が、国の「男女共同参画週間」に合わせて毎年開催しているイベント。男女共同参画の推進に関連した講座、展示、発表、体験、販売などを通して交流し、男女共同参画意識を深めることを目的として実施している。	17
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。職場で行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してなど、さまざまな優位性を背景に行われるものも含む。	44

行	用語	解説	初出頁
は	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。男女共同参画社会基本法では、国の責務としてこれを規定し、国に準じた施策として地方公共団体の責務としても規定している。	31
ま	マタニティ・ハラスメント	職場での妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇などの不利益取扱や嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、事業主が労働者に対して妊娠等を理由とする不利益取扱を行うことが禁止されていたが、法改正により、平成29年1月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止義務が追加された。	44
	メディア・リテラシー	テレビ、新聞、インターネットなどのメディアから発信される情報を無批判に受け入れるのではなく、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。	28
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	平成6年(1994年)の国際人口/開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。 「リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)」とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 「リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利」とされている。	30
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。	18

## 9 索引 キーワードでさがす「取組項目」

主なキーワードを基に「取組項目」を整理しています。

### ○「意識」に関する取組項目

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発（P 4 0）
- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援（P 4 0）
- 3 学校における男女平等教育の充実（P 4 0）
- 4 性的少数者への理解の促進（P 4 0）
- 5 制度や慣行の見直しの促進（P 4 2）
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供（P 4 2）
- 7 市が発信する情報における表現の配慮（P 4 2）
- 9 職場におけるハラスメント防止対策の促進（P 4 4）
- 1 2 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進（P 4 5）
- 2 4 男性が参画しやすい環境の整備（P 5 0）
- 2 7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援（P 5 1）
- 2 8 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底（P 5 2）
- 2 9 若年層へのDV予防啓発の推進（P 5 2）
- 4 4 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進（P 5 9）
- 4 5 思春期の心と身体健康支援（P 5 9）
- 5 0 職員の男女共同参画推進意識の共有（P 6 3）
- 5 1 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映（P 6 3）

### ○「人権」に関する取組項目

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発（P 4 0）
- 4 性的少数者への理解の促進（P 4 0）
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供（P 4 2）
- 9 職場におけるハラスメント防止対策の促進（P 4 4）
- 2 8 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底（P 5 2）
- 4 2 外国人女性への支援（P 5 8）
- 4 4 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進（P 5 9）
- 4 8 性暴力の防止と被害者支援（P 6 1）

### ○「教育」に関する取組項目

- 3 学校における男女平等教育の充実（P 4 0）
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供（P 4 2）
- 1 7 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育（P 4 7）
- 2 5 生活能力を養う教育の推進（P 5 0）
- 2 9 若年層へのDV予防啓発の推進（P 5 2）
- 4 2 外国人女性への支援（P 5 8）
- 4 4 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進（P 5 9）

### ○「学習」に関する取組項目

- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援（P 4 0）
- 1 6 女性の再就職に向けた支援（P 4 7）

24 男性が参加しやすい環境の整備（P50）

26 地域活動に関する情報の発信（P51）

### ○「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」に関する取組項目

10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進（P44）

52 審議会等への女性登用促進（P64）

53 管理職への女性職員の登用推進（P64）

58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化（P67）

### ○「働くこと」に関する取組項目

8 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進（P43）

9 職場におけるハラスメント防止対策の促進（P44）

10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進（P44）

12 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進（P45）

13 働き方改革に関する情報提供（P45）

14 多様な働き方を可能にする環境整備（P46）

15 女性の起業に向けた支援（P46）

16 女性の再就職に向けた支援（P47）

23 介護休暇制度の周知と利用の促進（P49）

### ○「育児」「介護」「家事」など暮らしに関する取組項目

18 子育て情報・相談窓口の充実（P48）

19 保育環境の整備（P48）

20 地域における子育て環境の整備（P48）

21 相談体制と介護サービスの充実（P49）

22 地域で支える体制の整備とシステムの構築（P49）

23 介護休暇制度の周知と利用の促進（P49）

24 男性が参画しやすい環境の整備（P50）

25 生活能力を養う教育の推進（P50）

26 地域活動に関する情報の発信（P51）

27 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援（P51）

### ○「暴力」に関する取組項目

28 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底（P52）

29 若年層へのDV予防啓発の推進（P52）

30 相談窓口の周知（P53）

31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P53）

32 被害者の安全確保の徹底（P54）

33 被害者ケアの充実（P54）

34 被害者の自立に向けた支援の充実（P54）

35 庁内における連携体制の充実（P55）

36 県婦人相談センターや警察等との連携強化（P55）

37 NPO法人や民間支援団体との連携（P55）

38 潜在化しやすいDVへの対応（P56）

#### 48 性暴力の防止と被害者支援（P61）

#### ○「相談」に関する取組項目

- 18 子育て情報・相談窓口の充実（P48）
- 21 相談体制と介護サービスの充実（P49）
- 30 相談窓口の周知（P53）
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P53）
- 33 被害者ケアの充実（P54）
- 34 被害者の自立に向けた支援の充実（P54）
- 39 シングルマザーへの支援（P57）
- 45 思春期の心と身体健康支援（P59）
- 46 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備（P60）
- 48 性暴力の防止と被害者支援（P61）

#### ○「複合的な困難」に関する取組項目

- 39 シングルマザーへの支援（P57）
- 40 高齢の女性への支援（P57）
- 41 障害のある女性への支援（P58）
- 42 外国人女性への支援（P58）
- 43 生活に困窮する女性への支援（P58）

#### ○「健康」に関する取組項目

- 45 思春期の心と身体健康支援（P59）
- 46 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備（P60）
- 47 女性特有の健康問題への支援（P60）

#### ○「防犯」「防災」に関する取組項目

- 27 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援（P51）
- 48 性暴力の防止と被害者支援（P61）
- 49 男女共同参画の視点による防災対策の推進（P61）

#### ○「推進体制」に関する取組項目

- 50 職員の男女共同参画推進意識の共有（P63）
- 51 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映（P63）
- 52 審議会等への女性登用促進（P64）
- 53 管理職への女性職員の登用推進（P64）
- 54 男性職員の育児休業・介護休暇等取得の促進（P64）
- 55 国・県・近隣自治体との連携の推進（P66）
- 56 大学・企業との連携の推進（P66）
- 57 NPO法人や市民活動団体などとの連携の推進（P66）
- 58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化（P67）
- 59 女性リーダーを中心としたネットワークの形成（P67）
- 60 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底（P67）

## 10 索引 担当課でさがす「取組項目」

市役所の各課が所管する業務を一覧にしています。

### ○女性センター

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発（P 40）
- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援（P 40）
- 4 性的少数者への理解の促進（P 40）
- 5 制度や慣行の見直しの促進（P 42）
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供（P 42）
- 7 市が発信する情報における表現の配慮（P 42）
- 8 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進（P 43）
- 9 職場におけるハラスメント防止対策の促進（P 44）
- 10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進（P 44）
- 12 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進（P 45）
- 13 働き方改革に関する情報提供（P 45）
- 14 多様な働き方を可能にする環境整備（P 46）
- 15 女性の起業に向けた支援（P 46）
- 16 女性の再就職に向けた支援（P 47）
- 17 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育（P 47）
- 23 介護休暇制度の周知と利用の促進（P 49）
- 24 男性が参画しやすい環境の整備（P 50）
- 28 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底（P 52）
- 29 若年層へのDV予防啓発の推進（P 52）
- 30 相談窓口の周知（P 53）
- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 53）
- 32 被害者の安全確保の徹底（P 54）
- 38 潜在化しやすいDVへの対応（P 56）
- 39 シングルマザーへの支援（P 57）
- 41 障害のある女性への支援（P 58）
- 42 外国人女性への支援（P 58）
- 43 生活に困窮する女性への支援（P 58）
- 44 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進（P 59）
- 45 思春期の心と身体健康支援（P 59）
- 48 性暴力の防止と被害者支援（P 61）
- 49 男女共同参画の視点による防災対策の推進（P 61）
- 50 職員の男女共同参画推進意識の共有（P 63）
- 55 国・県・近隣自治体との連携の推進（P 66）
- 56 大学・企業との連携の推進（P 66）
- 57 NPO法人や市民活動団体などとの連携の推進（P 66）
- 58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化（P 67）
- 59 女性リーダーを中心としたネットワークの形成（P 67）
- 60 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底（P 67）

## ○こども支援課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発（P 4 0）
- 1 8 子育て情報・相談窓口の充実（P 4 8）
- 1 9 保育環境の整備（P 4 8）
- 2 0 地域における子育て環境の整備（P 4 8）
- 2 4 男性が参画しやすい環境の整備（P 5 0）
- 3 0 相談窓口の周知（P 5 3）
- 3 1 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 5 3）
- 3 2 被害者の安全確保の徹底（P 5 4）
- 3 3 被害者ケアの充実（P 5 4）
- 3 4 被害者の自立に向けた支援の充実（P 5 4）
- 3 5 庁内における連携体制の充実（P 5 5）
- 3 6 県婦人相談センターや警察等との連携強化（P 5 5）
- 3 7 NPO法人や民間支援団体との連携（P 5 5）
- 3 8 潜在化しやすいDVへの対応（P 5 6）
- 3 9 シングルマザーへの支援（P 5 7）

## ○健康長寿課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発（P 4 0）
- 2 1 相談体制と介護サービスの充実（P 4 9）
- 2 2 地域で支える体制の整備とシステムの構築（P 4 9）
- 3 1 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 5 3）
- 3 2 被害者の安全確保の徹底（P 5 4）
- 3 8 潜在化しやすいDVへの対応（P 5 6）
- 4 0 高齢の女性への支援（P 5 7）
- 4 9 男女共同参画の視点による防災対策の推進（P 6 1）

## ○学校教育課

- 3 学校における男女平等教育の充実（P 4 0）
- 6 メディア・リテラシー向上のための情報提供（P 4 2）
- 1 7 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育（P 4 7）
- 2 2 地域で支える体制の整備とシステムの構築（P 4 9）
- 2 5 生活能力を養う教育の推進（P 5 0）
- 2 9 若年層へのDV予防啓発の推進（P 5 2）
- 3 2 被害者の安全確保の徹底（P 5 4）
- 3 4 被害者の自立に向けた支援の充実（P 5 4）
- 4 2 外国人女性への支援（P 5 8）
- 4 4 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進（P 5 9）

## ○障害者福祉課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発（P 4 0）
- 2 1 相談体制と介護サービスの充実（P 4 9）
- 2 2 地域で支える体制の整備とシステムの構築（P 4 9）
- 3 1 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 5 3）

- 3 2 被害者の安全確保の徹底（P 5 4）
- 3 8 潜在化しやすいDVへの対応（P 5 6）
- 4 1 障害のある女性への支援（P 5 8）
- 4 9 男女共同参画の視点による防災対策の推進（P 6 1）

#### ○保健センター

- 2 4 男性が参画しやすい環境の整備（P 5 0）
- 3 1 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 5 3）
- 3 2 被害者の安全確保の徹底（P 5 4）
- 4 4 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進（P 5 9）
- 4 5 思春期の心と身体健康支援（P 5 9）
- 4 6 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備（P 6 0）
- 4 7 女性特有の健康問題への支援（P 6 0）
- 4 8 性暴力の防止と被害者支援（P 6 1）

#### ○地域活動推進課

- 2 2 地域で支える体制の整備とシステムの構築（P 4 9）
- 2 6 地域活動に関する情報の発信（P 5 1）
- 2 7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援（P 5 1）
- 3 1 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 5 3）
- 3 8 潜在化しやすいDVへの対応（P 5 6）
- 4 2 外国人女性への支援（P 5 8）

#### ○福祉政策課

- 2 2 地域で支える体制の整備とシステムの構築（P 4 9）
- 3 1 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 5 3）
- 3 2 被害者の安全確保の徹底（P 5 4）
- 3 4 被害者の自立に向けた支援の充実（P 5 4）
- 3 9 シングルマザーへの支援（P 5 7）
- 4 3 生活に困窮する女性への支援（P 5 8）

#### ○総務人権推進課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発（P 4 0）
- 4 性的少数者への理解の促進（P 4 0）
- 3 1 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 5 3）
- 4 2 外国人女性への支援（P 5 8）

#### ○産業振興課

- 1 0 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進（P 4 4）
- 1 5 女性の起業に向けた支援（P 4 6）
- 1 6 女性の再就職に向けた支援（P 4 7）
- 3 9 シングルマザーへの支援（P 5 7）

## ○人事課

- 50 職員の男女共同参画推進意識の共有（P 63）
- 53 管理職への女性職員の登用推進（P 64）
- 54 男性職員の育児休業・介護休暇等取得の促進（P 64）

## ○生涯学習スポーツ課

- 1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発（P 40）
- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援（P 40）
- 25 生活能力を養う教育の推進（P 50）

## ○教育センター

- 31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上（P 53）
- 32 被害者の安全確保の徹底（P 54）
- 45 思春期の心と身体の健康支援（P 59）

## ○秘書広報課

- 7 市が発信する情報における表現の配慮（P 42）
- 30 相談窓口の周知（P 53）

## ○政策推進課

- 51 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映（P 63）
- 52 審議会等への女性登用促進（P 64）

## ○市民課

- 32 被害者の安全確保の徹底（P 54）
- 34 被害者の自立に向けた支援の充実（P 54）

## ○財政課

- 11 公共調達における女性活躍推進取組の反映（P 44）

## ○危機管理課

- 49 男女共同参画の視点による防災対策の推進（P 61）

## ○市民センター

- 2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援（P 40）

## ○保険年金課

- 34 被害者の自立に向けた支援の充実（P 54）

## ○介護保険課

- 21 相談体制と介護サービスの充実（P 49）

### 男女共同参画の視点チェックリスト

事業を行う際は、次の点に配慮しましょう

#### 1 男女別に把握していますか？

- イベント等の参加者、会議の出席者、施設や制度の利用者等を男女別に把握する
- 男女別のニーズを把握するための調査をする
- 男女別に把握したニーズを踏まえて事業展開する

#### 2 企画、立案に多様な視点を入れていますか？

- 条例の制定や計画の策定において市民コメントを実施する
- 審議会、委員会、協議会、審査会等の構成委員は男女の偏りがないように配慮する
- 事業の関係団体と意見交換する際は、双方ともに男女が出席する
- 企画会議には、男女双方の職員が出席する

#### 3 誰にとっても利用・参加しやすい配慮をしていますか？

- 相談、イベント等の申込を、インターネットを利用してできるようにする
- 講座や説明会等を、平日の日中だけでなく休日や夜間にも開催する
- 子育て世代を対象とした取組には、可能な限り保育サービスを提供する
- 公共施設・設備の整備をする際には、障害者、高齢者、妊婦、子ども連れなど、より多くの人に配慮する

#### 4 事業の内容に「つるがしま男女共同参画推進プラン」を反映させていますか？

- 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた内容となっている
- 女性の活躍を後押しする内容となっている
- 暴力の防止と被害者の支援につながる内容となっている
- ワーク・ライフ・バランスを進める内容となっている
- 障害者、高齢者、若年無業者、ひとり親家庭、被虐待児、外国人、性的少数者等、社会的弱者を理解し支援する内容となっている



## つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）

令和4年3月発行

発行 鶴ヶ島市

編集 鶴ヶ島市 総合政策部 政策推進課（女性センター）

〒350-2213

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1922番地7

電話 049（287）4755